

第九十六回国会 逓信委員會議録 第六号

昭和五十七年四月七日(水曜日)
午前十時九分開議

出席委員

委員長 水野 清君

理事 加藤常太郎君

理事 吹田 悦君

理事 阿部未喜男君

理事 竹内 勝彦君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤 守良君

理事 丹羽 雄哉君

理事 浜田卓二郎君

理事 福永 健司君

理事 渡辺 秀央君

理事 楯 兼次郎君

理事 大橋 敏雄君

理事 村上 弘君

出席國務大臣

郵政大臣 箕輪 登君

出席政府委員

内閣官房副長官 池田 行彦君

内閣法制局第二部長 関 守君

行政管理庁長官 古橋源六郎君

官房審議官 矢澤富太郎君

大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君

大蔵省主計局次長 矢澤富太郎君

大蔵省理財局次長 酒井 健三君

郵政政務次官 水野 豊彦君

郵政大臣官房長 澤田 茂生君

郵政省郵務局長 魚津 茂晴君

郵政省貯金局長 鳴 光一郎君

郵政省簡易保険局長 小山 森也君

委員外の出席者

郵政省電氣通信政策局長 守住 有信君

郵政省電波監理局長 田中眞三郎君

逓信委員会調査室長 芦田 茂男君

委員の異動

四月七日

辞任

亀岡 高夫君

丹羽 雄哉君

同日

辞任

浜田卓二郎君

渡辺 秀央君

三月二十六日

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

同日二十九日

電話加入権質に関する臨時特例法の期限延長に関する請願(塩崎潤君紹介)(第一六四三号)

同(斎藤実君紹介)(第一六五〇号)

同(斎藤実君紹介)(第一六五〇号)

同(小川国彦君紹介)(第一六九七号)

同(小杉隆君紹介)(第一七六三三号)

四月一日

脊髄損傷者に対する郵政行政改善に関する請願(春田重昭君紹介)(第一八二一六号)

電話加入権質に関する臨時特例法の期限延長に関する請願(池端清一君紹介)(第一八八九号)

同(左藤恵君紹介)(第一八九〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

○水野委員長 これより会議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、提案理由の説明を求めます。箕輪郵政大臣。

○箕輪郵政大臣 郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者貸し付けの限度額を引き上げることと内容とするものであります。

郵便貯金の預金者貸し付けは、預金者の生活上の必要を満たすため、定額郵便貯金等の預金者に対してその貯金を担保として貸し付けを行うものであります。その限度額は、現在一人につき七十万円ですが、預金者の利益の増進を図るため、これを百万円に引き上げようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日としております。

○阿部(未)委員 大臣、郵政省が当初この第九十六通常国会に予定をされておいた法案はどのようなものであったわけですか。われわれ一応聞いておいたのですけれども、大部変更があったように思います。われわれも慎重審議はいたしますが、会期の関係もございまして、やはり法案の取り扱いについてはそれなりの配慮をしていかなければならないと思っております。当初予定されておいた法案、提出に変更があったかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○箕輪郵政大臣 付加価値伝送に関する法律案は、当初予定しておりましたが、これは今回提出に及びませんでした。データ通信の方は公衆法に一括ということにいたしましたわけですが、その他は、大体予定法案として考えられていたものは今国会に全部出してあります。

○阿部(未)委員 郵政省御当局からの予定された法律案を見ますと、公衆電氣通信法の一部を改正する法律案というのが予定されておいたものであります。これはどうなりましたでしょうか。

○守住政府委員 お答え申し上げます。

先生お尋ねの公衆電氣通信法の一部を改正する法律案、いわゆるデータ処理のための回線の自由化と申しますか、これをもちますところの許認可

以上、この法律案の提案理由について御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○水野委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

○水野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 大臣、郵政省が当初この第九十六通常国会に予定をされておいた法案はどのようなものであったわけですか。われわれ一応聞いておいたのですけれども、大部変更があったように思います。われわれも慎重審議はいたしますが、会期の関係もございまして、やはり法案の取り扱いについてはそれなりの配慮をしていかなければならないと思っております。当初予定されておいた法案、提出に変更があったかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○箕輪郵政大臣 付加価値伝送に関する法律案は、当初予定しておりましたが、これは今回提出に及びませんでした。データ通信の方は公衆法に一括ということにいたしましたわけですが、その他は、大体予定法案として考えられていたものは今国会に全部出してあります。

○阿部(未)委員 郵政省御当局からの予定された法律案を見ますと、公衆電氣通信法の一部を改正する法律案というのが予定されておいたものであります。これはどうなりましたでしょうか。

○守住政府委員 お答え申し上げます。

先生お尋ねの公衆電氣通信法の一部を改正する法律案、いわゆるデータ処理のための回線の自由化と申しますか、これをもちますところの許認可

整理という問題でございすけれども、これにつきましては、臨調の許可事務等の整理に関する答申を政府として最大限尊重するというこの閣議決定を踏まえまして、行政事務の簡素合理化のための一括法案に含めることといたしまして、三月二十日に国会に提出されたところでございす。

○阿部(未)委員 内閣法制局お見えになっておりますか。――国会法の中に委員会という制度が設けられていますが、委員会の制度を設けた目的は一体どういうふうな理解すべきなのか、ちよつと御説明を願えませんか。

○関(守)政府委員 国会法におきましては、それぞれの行政庁の所掌に対応して、委員会の各法案の審議等を、あるいはその他の事項の審議につきまして十分慎重に審議ができるようにという趣旨で、常任委員会制度が設けられたのだらうと思ひます。

○阿部(未)委員 私も大体同じ見解で、内閣は一体でございすから大臣にもお聞き願ひたいのですが、国家行政組織法を受けて各省庁の設置法があり、各省庁の所掌事項が定められております。国会はそれに対応して委員会を設けて審査を容易ならしめようとしておる。いまの趣旨の説明もそういうふうだと思ひますが、それでありまして、今回、許可可事項であるからということと、この郵政大臣の所掌に関する事項が対応する委員会での法案審議にならずに、一括をされてほかの委員会に行くようでございす。他の委員会に付託をされる。これは国会審議に対する行政府の配慮が欠けておるのではないかと思うのですが、内閣の方でしょうか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○池田政府委員 お答え申し上げます。内閣として法案を国会に御提出申し上げます際に、ただいまもお話ございましたように、国会の審議が円滑に進むように可能な限りの配慮をすべきことは当然でございす。そうしまして、ただいま御指摘のございましたように、国会の委員

会は行政府の方のそれぞれの省庁と対応する形で設けられておる、そういうことを念頭におきまして、私どもも法案の作成、提出をしなくてはならない、そのように考えております。

しかしながら、一方におきまして、二つ以上の事項がありまうような場合に、どういうふうに法案を作成していくか、いろいろな観点から考えてまいらなくてはなりません。ただいま御指摘ございました点も一つでございすが、一方におきまして、一つの統一的な政策に基づいて同一の目的なり趣旨に関連する事項をまとめていく、こういうことが必要な場合もございす。ただいま問題になっております公衆電気通信法の改正、これをいゆる行革関係の一括法案にまとめたのもそういった配慮からくるのでございまして、御承知のとおり、臨調の第二次答申、あるいはかねてから検討されておりました許可可等の整理計画等に基づきまして行政改革を推進するための当面所要な措置、そうしてまた、許可可等の行政事務の簡素合理化を図る、こういった目的のためにいろいろの事項を一括しましてこの際提出させていただいたわけでございす。どうかその辺の趣旨を御理解の上、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○阿部(未)委員 これは大臣、従来の慣行として、本体となる法律案あるいは本体となる法律があつて、それに関連する軽微な法定あるいは法の改正を行おう、そういう場合には、本体となる法律のごく一部にこれをくっつけて処理をしてきたというのが実態論としてございす。私はそのことを否定するものではありません。

しかし、いま、許可可事項だからという形で取りまとめをするとなれば、この前の臨時国会では、行革関係法案だということで三十幾つもの法律案を全部まとめてしまつて一括して提案をする、そういうやり方をやってきて――大体、行政府の仕事の中には許可可に関する事項が非常に多いわけなんです。したがって、許可可事項というものはこれから一切こういう取り扱いをするのか、それとも、今後またもとのようにそれぞれの法律の

改正の中で許可可事項も扱うのか、その辺の方針というのはまるでなくて、そのときそのとき都合のいいような法案の提出の仕方をなさつておる。これでは各委員会を受け皿として十分な議論がでないではないか。やはり本質に返つて、それぞれの委員会でそれぞれが議論を尽くすべきであり、軽微なものについては本体にくっつけて別の委員会でも審議をする、連合審査等を行うということもあり得るでしょうけれども、このやり方は、私は、委員会を軽視するものであり、本當の国民の負託にこたえる審議ができなくなつてくる、これは十分気がつけてもらわなければならぬと思うのですが、今後はどうおやりになるつもりですか。

先般、さきの通常国会では、許可可料金であるということと、たとえば電波法に關係するいろいろな料金については、料金だから一本にするんだと言つて持つていきました。片方で、許可可事項についてはこの委員会で同じ電波法の改正を取り扱つておるのに、料金だけは抜き出して別の大蔵委員会に持つていったという経緯があつて、そのときも私は強く過ちであるということをして主張したのですけれども、今回もまた同じようなことをやっておられますが、これは将来にわたつても、許可可事項は許可可事項としてまとめて法の整理をなさるのか、あるいは、今後は許可可事項といえどもそれぞれの法案の改正の中で処理をしていくのか、どういう方針でおやりになるのか。

○池田政府委員 将来におきましても、許可可事項はすべて一括して国会の方へ提出していくのか、あるいは個々に法を見ていくのかという御質問でございしましたけれども、やはりそれはそのときの法改正をお願いする趣旨と申しましようか、目的と申しましようか、そういうものに即して考えていくというしかないのだと思ひます。

今回の場合は、先ほども申しましたように、行政改革を推進するために当面いろいろな措置を講

じていかなくてはならない、そしてそのために、行政各般にわたります事務を洗いまして、その中で許可可等についていろいろ手直しをしていく、あるいは廃止をしていく、こういったことで許可可、そういった行政事務のやり方というものが、そういった観点から行政事務を精査していつて、その出ました結論というものを国会にお諮りしておるという次第でございすので、将来につきましては、また具体的にその段階に応じて考えてまいらうということになるかと思ひます。

○阿部(未)委員 実は、同じ許可可事項でも、今回放送法改正の中にも許可可にわたる事項はきつとこの委員会でも審査をされるようになっておるのです。なぜこの公衆電気通信法だけを許可可事項であるといつてまとめて出さなければならぬのか。私どもは、率直に言ひますが、内閣が、官房が、臨調の方に顔を向けて、臨調の顔を立てるために何かそういう法律案を出さなければいけないから無理にまとめたとか言ひようがないのです。

具体的に聞きますが、それでは、大体政府が言う許可可事項とは、法律の中でどんなものが該当するの、これをまず法制局の方、答弁してください。

○関(守)政府委員 お答え申し上げます。許可可の事項と申しますと、いろいろございすと思ひますけれども、たとえば所有権の移転について許可をするとか、主としてやほり国民の持つております権利について規制を加えるという趣旨から許可可というものを行政府が行つていくというのが普通の法律の姿だろと思ひます。

○阿部(未)委員 抽象的ですが、私が少し具体的に申し上げましよう。たとえば法律用語の中で、承認を求めるとか、許可を得るとか、免許とか、こういう言葉がずつとあります。これは全部許可可事項は本にまとめて行政の簡素化を図る、こ

おるものの中に許認可法案は全然ありませんか、あります。法制局の見解はどうですか。

○閣(守)府委員 御趣旨は許認可の整理というものでございましょう。許認可の整理というところにございまして、電波法あるいは道路運送車両法の改正案をいま提出をしておりますけれども、その両方にあつたかと思ひます。

○阿部(未)委員 法制局はそれでいいですね。

そうすると、官房副長官、あなたがお答えになつた行政事務を簡素化するために許認可事項については一括して法案をまとめたとおっしゃる、これはうそですね。うそになるでしょう。許認可事項がたゞさんほかの法案で出てきておる。だから、許認可事項については一括してやりまうというのはうそですね。

○池田政府委員 私は、許認可の整理につきましては、すべてをいゝゆる一括法にまとめましたとまで申し上げたつもりはなかつたわけでございます。いま法制局の方からもお答え申し上げましたように、電波法あるいは車両の關係におきまして別途一括法とは別の形で御提出申し上げてゐることもそのとおりでございます。その点につきましては、いろいろ法案作成の過程におきましても検討してまいりました。そして、いゝゆる許認可の整理だけではなくて、ほかの観点からするいろいろな法改正措置もたとへば車両の關係につきましてもあつたといふようなこともございまして、国会の御審議をしようだいたするにどういふ姿がいゝだらうかといふ政府なりに考えまして、今回御提出しましたような姿になつておるわけでございます。

しかし、そのような法案を私も提出いたしましたけれども、それをお受けになりまして、どの委員会でもどのような形で御審議いただくか、これは一義的には国会の方で決めいただくことかと存じます。

○阿部(未)委員 おっしゃる通りに、出してしまえばあとは国会がどう料理するかを決めなければ

ならないのです。しかし、少なくとも前段、前提として私が申し上げたように、委員会という制度を設けてあるのは、それぞれの法案の審議を容易ならしめるためである、しかも、各省庁の所管の事項を審議するのだという大前提に立つておるものならば、可能な限り法案の提出はそれに対応してなされるべき性格のものでなければならぬ、そう私は主張しておるのです。出してしまつた以上は、これは国会の方でどう料理するか決める以外に方法がないのですから、連合審査でもやろうと思つておりますが、しかし、将来にわたつては一体どうなのか。その都度政府の御都合主義で、法案を勝手にこつちにとめてみたり単独にしてみたりばらばらやるのか、方針が政府にないではないか。その都度政府の御都合によつて法案の取り扱ひを変えていくその姿勢は、われわれに非常に混亂を与えておる。だから、少なくとも、今後そういう大宗に従つての取り扱ひをしていくならしていくという方向を副長官の方から明示していただかないと、今後といへどもどうなるかわかりません、その都度政府の御都合で、通りやすいところを持つていきますとか、そういうような考え方は、これは国会軽視と言われても行政府は物の言ひようがないのではないですか。その点もう少し明確にしてもらえませんか。

○池田政府委員 お答え申し上げます。従来から、法案でいろいろ二以上の事項をどういふふうな形でまとめていくかといった作業をいたしますときに、政府と申しましようか、内閣の法制局では、ある基準を持つて作業をしておるようでございます。

その基準、大きく分けまして三つぐらひございまして、その第一は、先ほど私がこの一括法案に關連いたしまして申しましたとおり、一つの法案に盛り込まれる政策といふものは統一したもの、一つにございまして、その結果としてその趣旨とか目的が一つになる、こういうふうな認められる場合、これをまとめて一つの法案にする、そういう一つの基準がございまして、

第二には、内容的に法案の事項が相互に關連しておりまして一つの体系を形づくつてゐると認められる、このような場合がございまして。

第三に、これがたゞいま先生からもおる御指摘のあつた点でございまして、先生からも、實際上の理由になりますけれども、やはりその慣例をもつて国会の委員会におきましてできるだけ円滑に御審議をしようといふことができる、そういうふうにするために、原則としては一つの委員会の所管に属するものなものをまとめてゐる。

こういつた三つのクライテリアというものを頭に置きまして、政府といたしましては法案を作成してきてゐるわけでございます。

具体的な法案作成の段階でこの三つのクライテリアをどのように考えていくか、いろいろございまして、先生から先ほど御指摘のございましたものを国会で十分御審議をしようといふ、その審議が極力円滑に進むといふことはわれわれも念願してゐるところでございます。そういう意味合いにおきまして、将来におきましても、原則的に、先生御指摘のように、一つの委員会の所管に属するものはそのようにまとめて出して、こゝういふようなことは十分念頭に置いて政府としてやつてまいりたい、このように考えております。

○阿部(未)委員 大体そういうふうな努力をしてもらいたいと思ひます。

さつきも申し上げましたように、主体のある法律の改正とかあるいは法定を——輕微なものにわたつて行つ場合まで私はそれとややく言ふのではあります。しかし、今度の場合、公衆電気通信法の改正を許認可事項という言葉でくくつてはあつた法律と一緒にしなければならぬという理由は、どう見てもないのです。

そこで、法制局、公衆電気通信法を単独の法案の改正として出したならばどういふ支障があるのか。今度スムーズにやるために——スムーズにいかないからまとめたのでしよう。これを単独の改

正法として国会に付託した場合にどういふ支障があるからほかの法律と一緒にしなければならなかつたのか。そこを説明してください。

○閣(守)府委員 お答え申し上げます。従来、二つ以上の法律の事項になるようなものについて一つの法案にまとめた方がよろしかろうという場合には、必ずしも支障があるかどうかというよりは、むしろどちらがベターであるか、より適切であるか、あるいは先ほど官房副長官の方から申し上げました法案の趣旨、目的、そういうものがよりよくつきりするといふのはどういふ方法の方がよいであろうか、国会の御審議を仰ぐのにそちらの方がよりよい方法ではないかといふことで、一括にするかどうかといふことが考えられてきたのだらうと思ひます。

今回の公衆電気通信法の中身につきましては、データ通信の共同利用、あるいは個別認可の制限の緩和でございまして、個別認可の廃止でございまして、政府として進めておられます。行政事務の簡素化という立場に非常にふさわしい内容を持つておるといふことから、むしろ一本の法律案の方にまとめたといふことだらうと思ひます。

○阿部(未)委員 あなたの、当初の委員会を設置した目的に対する考え方といふのは、その法案の内容を国民にかつて審査をするところであつて、法案を通す機械ではないのです。どうすればうまく通るかといふのが国会ではなくて、どうすれば慎重な審議ができるかといふのが国会なんです。大臣も官房副長官もいづれはこつちに座つて質問する立場になるのです。いまの行政府のやり方は、どうすればうまく通るかといふことだけ考えて、どうすれば本當に審議を尽くしていただけるか、しかもその審議が容易に行えるかといふことについて、ほとんど配慮がないと申し上げていいと思ひます。法案の内容については、私は連合審査でも徹底的にやるつもりでつけけれども、これは公衆電気通信、特に回線態様の根幹にかか

わる問題ですから、そう簡単な事なる許認可として扱ふ筋のものではないのです。もし単なる許認可として扱ふならば、もっと一括すべき法案が他の委員会にたくさんあるというのを私はよく知っております。にもかかわらず、公衆電気通信法を持っていったのは、いわゆる臨調のお顔を立てるために内閣官房の方で何とかこれをまとめてくれということでやったというのは周知の事実じゃないですか。はっきりそれを認めて、今後はこういうことは極力しません、こうあなたがおっしゃれば、私はもうこれ以上言いません。どうですか。

○池田政府委員 私どももいたしまして、国会におきまして十分慎重な御審議をちょうだいし、そして、私ども御提出申し上げております法案をお認めいただきたい、このように念願しておるところでございます。決して国会の審議をなるべく案にと申しましうか、やりたい、そういう不遜な気持ちでおるわけではございません。十分慎重な御検討をちょうだいしたいと思ひます。

先ほども申し上げましたように、政府におきましていろいろ多岐にわたります事項の一つの法案にまともて、どの委員会で御審議をちょうだいするのが適当であるうか、そういうことも念頭に置きながら法案を作成するわけでございます。その際に、先ほども申し上げましたように、三つぐらゐの基準を置きまして、いろいろな観点から検討してまいるわけでございますが、その際に、国会におきまして委員会が設置されております趣旨、そして、そういった行政のそれぞれ対応する委員会において御審議いただくことも非常に大切な一つの基準でございますので、将来、これまでもそうございしますけれども、将来におきましてもしそういうことを念頭に置きながら、政府として対応してまいるつもりでございます。

○阿部(末)委員 法制局に一つ注文をしておきますが、二つ以上の法律案を一つにまとめて、この発想がそもそも間違ひなんです。一つの法律案の中で二つ以上の事項を処理しなければならぬと

きにはどうするかということが原則であつて、初めの二つも三つもあるものを一つにまとめて、そのときにどうするか、その発想は私は間違ひとおもうのです。二つも三つもある法律案をまとめてどうするかということではなくて、一つの法律案を処理する中で関連をしていく法律をどうするか、こう考えるのが原則でなければならぬし、あなたが冒頭おっしゃった委員会というものを設けてある趣旨であると考えなければならぬ。これは注文としてあなたに申し上げておきますから、これから先、法制局の方で法案を扱うときに、この委員会の議論をひとつ十分頭に入れておいていただきたいと思ひます。

それでは、本論に移ります。

郵政大臣、最近郵便貯金特別会計、郵貯特会の赤字についていろいろ議論があるようでございますが、先般全国銀行協会、全銀協と呼ばれていますが、先般でも、この代表の方々が何か金融の問題について臨調に呼ばれたときに、民間の金融とは関連のない郵便貯金の運営について、郵便貯金は大変な赤字である、六千億の赤字だとか一兆円の赤字だとかいうことを臨調に申し上げたということが新聞に報道されておりましたが、これは大臣よりも局長の方がいいですか、その内容を知っておるかどうか、まずお伺ひします。

○鴨政府委員 臨調におきまます全銀協の言及されました主な内容を私ども承知はいたしております。中身は、郵便貯金の特別会計が現金主義によつていけるけれども、収入は事実上発生主義で受け入れているのに対して、支払い利子は現金主義で計上しているために隠れた赤字があるというのが一つ。それから、五十八年度末までに約五千億円近い赤字が生ずる可能性がある、こういうことであるというふうに聞き及んでおります。

○阿部(末)委員 銀行協会の皆さんが主張されておるように、いわゆる発生主義、現金主義という取り扱ひ上の問題はありますが、そういう事実はあるのかどうか。いま郵便貯金というものをすばつと切つてみて、そういう赤字が出てくるのか

どうか。これはどうなんですか。

○鴨政府委員 現在、郵便貯金特別会計は、国の会計の一般的原則でございます現金主義によりまして、昭和二十六年から三十年間にわたつて継続的に処理をいたしてきております。

その中で、郵便貯金特別会計の現金主義におきまます現状ということで申し上げますと、現在の段階、最近の状況を申し上げますと、過去一時的に預託利率と郵便貯金利率との利差の縮小というところで赤字という状態がございましたが、その後この利差の幅がやや大きくなりました結果、昭和五十四年度におきましては、単年度で黒字という状態になりました。また、五十五年度にも単年度で黒字になりました。その結果といたしまして、累積した赤字も五十五年度末におきましては解消いたしました。六百四十三億円という積立金、いわば黒字を保有するに至つております。

ただ、最近の郵便貯金の増勢というものがきわめて不振であるということなどからいたしましたし、昭和五十六年度、先日終わりましたけれども、五十六年度は単年度で千三百十三億円の赤字、それから五十七年度、これは予算上でございますが、単年度で七百三十一億円の赤字が生じているというふうな予定をいたしておりますが、これはあくまでも先ほど申しました現金主義という会計原則にのつとつた処理の上でのものでござい

ます。

○阿部(末)委員 仮に郵便貯金事業で赤字が出るとするならば、それはひとり郵政省だけの責任だとは私はどうも理解ができません。郵政省が預かったお金を運用をして赤字が出るのならば、それは郵政省の責任です。しかし、預かったお金は資金運用部に回されて国の財政として財政投資等に動かして行く、そこで預託利率というものが定められて、その範囲内ではしか郵政省が運用できないとすれば、この赤字の半分の責任は預託利率を決めておる大蔵省側にもあるのではな

いかにという気がするわけですが、郵便貯金赤字議論について民間金融機関からいろいろ意見が出て

おるのですが、大蔵当局はどうお考えになつて

いますか。

○大蔵政府委員 お答えいたします。

いままでお話がございましたように、郵便貯金が赤字の時代でございます。この後何年経つかわかりませんが、少しはこの赤字が続くと思ひます。赤字にならないようにするためには、いま先生おっしゃつたように、預託利率と貯金の利率との間の利差をを広げたいというじゃないか、そうすれば赤字にならないだろう、それはおっしゃるとおりなんです。ところが、現時点での一・三という利ざやが過去一番高い利ざやでございます。いまは、利ざやを高くすれば赤字にはならないけれども、高ければ高いだけ何のため

に郵便貯金やっていると、いま民間でいろいろ郵便貯金の赤字論といひます。体質改善論といひます。か、そういうことを言われておりますけれども、その一つは、つまり郵便貯金を預入してもらつた利率が高ければ、運用部の方の預託利率も利ざや分だけ自然高くなるを得ない。でございすから、余り郵便貯金を受け入れる利率を高くすることがいけないわけじゃない、高くすればたくさん郵便貯金に入つてくるだろう、逆に言いますと民間ではそれだけ少なくなるわけでありまして、こつちが余り高いことを民間として好まない面もあつての話だと思ひますけれども、そのよう

な議論がなされていふかと思ひます。

私どももいたしましては、全体の金利は安い方がいいと思つております。運用部の預託利率もなるべく低い方がいい。これは一般会計全体のやりくりからいたしまして、その方が大変よろしいわけでありまして、利ざやが適正であるべきだと思つておりますが、現在の一・三の利ざやはいままでの例からいいますと最高の水準でございますから、もう少し勉強する余地はあるのじゃないだらうかと思つております。

○阿部(末)委員 そこで、国のサイドからするならば、いわゆる大蔵省というサイドからするならば、

ば、国債を発行して国民からお金を借りるのも、郵便貯金というような形でお預かりしてそのお金を使うのも同じ性格のものになってくる。そうすれば、国債の手数料を含めての利回りとかそういうものは預託利率の一つの基準にならないだろう。そのまますばりというのじゃないですか。そのまますばりというのじゃないが、そういうのが一つの基準になり得るのではないか、これが一つです。

もう一つは、いまおっしゃった預託利率と貯金金利の利ざやの問題、これはどの程度のものであるならば大体うまくいけるのか。その場合の基準は、郵政省が実際に貯金を集めるために使ってお金、コストがどのくらいになっておるのか。それが民間の金融機関に比較をしてみても、郵政省の貯金のコストというものはどうなっているか、これはもう一つの基準になり得るだろうと私は思うわけです。

そういうものを勘案してみても——それは大蔵にとつて、国にとつて、なるべく安い金利で金を動かした方が国の財政は楽でしょう。しかし、片方に預金をする人の立場というのがあるのです。零細な庶民が国を信頼して、ここに預けておけば大丈夫、しかも長期のものについては幾らかほかも利回りがいいようだからという期待を持って預金をしておる。そういう預金者の利子に対する期待というものを無視して、安ければ安いほどいいという議論は少し暴論になりませんか。その辺の決め方をどうお考えになりますか。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

運用部の預託金利の決め方の考え方につきましては、先ほど大蔵次長が御説明申し上げましたが、私も、各種金利の体系の中で、一方では、先生がおっしゃいますように預託者、そしてその裏にいらっしゃいます貯金等をなさる方々の利益にも十分配慮いたしまして、また他方では、政府サイドとして、住宅や中小企業等に対します低利融資の必要性など、政策金融の要請との調和を図りながら、慎重に定めているような状況でございます。

ます。

先生の御指摘にございました国債の金利との関係についてどう考えるかという点につきまして、は、国債の金利というものは、御承知おきのようには、国債の市場がございまして、その動向によつて既発債の方は価格、利回りが動くわけでございますが、それを無視して国債の金利を決めるわけにはいかないという状況にございます。他方、預託金利はできるだけ安定的であることが望ましいわけでございます。そういうように、片方の国債の方は、市中のマーケットの金利が絶えず変動するという要因、他方預託金利の方は、できるだけ安定的に推移する方が、それがまたその裏にいらっしゃる貯金者の利益ということにも密接に関連するということを考えまして、預託金利の決定につきましては、国債の金利も一つの要素としては私も勘案しておりますが、冒頭申し上げましたように、各種金利水準の動向等を総合的に勘案して定めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○阿部(未)委員 私は余りこのことを議論するつもりはありませんけれども、確かに、市場に出回った国債は、そのときの資金の供給、需要の関係から変動があるでしょう。しかし、一たび大蔵省が発行した十年ものの八分なら八分の利回りという国債は、これは市場でどういふ変更があるうとも国としてはこちらと八分は払うのでしよう。市場の金利が下がったら、八分利回りの国債の金利を大蔵省は七分ずつしか払わないのですか。やっぱり八分払うのでしよう。言うならば、国が責任を持って借金した金利はそのまま払っていくのでしよう。市場でどのような変動があろうとも、国が契約した限り、八分の利回りの国債は八分払う、七分の利回りの国債は七分払うのでしよう。それならば、市場でどう変更があろうとも、国が払う金利に変わりはないのでしよう、どうですか。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

先生十分御承知おきのようによ、債券と預金との性格的な違いというものはあるかと思ひます。

極端な例になるかもしれませんが、預金は、いかなるときに解約いたしましても元金は必ず保証されているわけでございます。他方、債券の方は、期限が来なければ元金は返ってこない。途中投下資金を回収しようとするときに、マーケットに売却をいたしますが、必ずしも買ったときの元金が回収されるという保証はございません。そこが債券と預金との大きな違いかと思ひます。

おっしゃる通りに、金利の方は、債券の保有者に対しては約定でございます。それから預金につきましては、これも約定でございます。それから、約定に定められているものは払うという点は同じでございます。私が国債の市況を申し上げましたのは、既発の国債というもののにつきまして、市場が形成されて、そこで過去に発行された国債がどのくらいの価格、利回りで流通されているか、そういうことが非常にウエートが高くなつてまいりました。ですから、たとえば、今度新しく国債を出すときには、過去の国債の利回りを無視しては出せないというところで、そういうような変動する既発債の市況に応じて新発債の金利をときどき変えていかねばいけませんというのを申し上げたわけでございます。

○阿部(未)委員 それは詭弁というのですよ。国が払う金利に変わりはしないのですよ。たとえば、私が預金を選択するか、国債を買入れるか、それは私の自由なんです。国が払う金利はどうなのか。八%と約束すれば、五年間、十年間におつたて八%払うのでしよう。それぞれ払うのでしよう。同じじゃないですか、国が払うというところ。いずれを選択するかというのとは国民の権利、買入方の権利であつて、預金を選択するか、国債を選択するか、それは勝手ですよ。その選択した結果がたとえリスクがあるからといって、だから初めからリスクがあるのだからこうしますよ、ということとは成り立たない。著しい変動がある場合には、国債だつて上がるかも知れぬし、特に市場の場合にはそういうことはあり得るでしよう。たとえば電電債券や何かの場合、額面よりも

上がる場合もありますし、いろいろあるのですよ。それは利子も少し高い。だから、いずれを選択するかはそれは買入方の側の選択であつて、私が申し上げておるのは、国が約束して払う国民から借り入れるあるいは国民から預かる金利というものの一つの基準として、だから八%そのまますばりというのじゃないけれども、この八%なら八%という国債の利回りは一つの預託金利の目安にならないのか。そのまますばりというのではないのですよ、一つの目安にならないのかということをお伺ひして

それからもう一つは、コストの問題。郵便貯金のコストは、大体貸し出し業務をやつていましてから必ずしも明確じゃないでしょうが、民間の大手の金融機関等に比べてどういふコストになつて

○郵政政府委員 私どもの郵便貯金のコストでございますが、その中に支払利子率と経費率という二つの中身がございまして、先生の御指摘、その経費率の意味でのコストということで申し上げますと、五十五年度の数字でございますが、郵便貯金が〇・八八という数字でございます。それに対して、都市銀行の経費率が一・六六、それから地方銀行の場合に二・二四、このような数字になつております。

○阿部(未)委員 そうしますと、郵便貯金は経費率が高いからその預託利息を高くしなければならぬという理屈はどこにもないように考えられますね。経費率はいまの数字を見ても非常に安いように思われます。非常に安い経費率で運用をしておる。しかも、それでもなおかつ郵便貯金特別会計に赤字が出るとするならば、それは結局は預託利息が安いからということにならないのでしようか。その辺は、もし赤字がありとすれば、どこに原因があるのでしょうか。大蔵省、どうお考えになりますか。

○大蔵政府委員 お答えいたします。

いまお話しございましたように、経費率は最近は一・七とか八とかいう台でございますが、これが

少し前、四、五年前でございますと、約一・四とか五とかいう時代があったわけでありまして。このところ急激に〇・何ぼ低くなりましたのは、御承知のように、急激に郵便貯金の預金残高がふえているものですから、そこでこの経費率は最近急激に減っております。減っておりますのは大要結構なことでありまして、それは都市銀行でございますと、地方銀行の方も郵便局に見習ってもしっかりと努力をしております。それはいいかぬことだろうと思ひます。

いまお尋ねの〇・七とか八とか少ない数字で、一・三の利ざやがあつてなお赤字だということになりますと、預託利率と支払利率、この間の利ざやが〇・六とか〇・五以上あることになるのじやないのか、こういうことだろうと思ひますし、それをもう少し広げたらいいじやないか、こういうことだと思ひます。ただ、そのところをどういうふうにかへるかでございまして、と申しますのは、預託利率が低過ぎるからこのさやが少ないと見るのか、それとも支払利率が高過ぎるから要すればさやがぐあいが悪いのだ、こういうふうに見るかという見方があると思ひます。

先生おっしゃる通りに、預託利率の方はどうなのかということでございますが、これは国債金利等々全体の金利体系の中から預託利率が決まっておりますわけでございまして。支払利率の方はどうかという、支払利率の方もそのときの全体の体系の中で決まっておりますわけでありまして。それなのにどうしてそんなことになつてしまふのだ、おかしいことになるじやないかということでございますが、どうもいろいろ原因があつて、これは郵政御当局の御意見も聞いていただかないとわかりませんが、私が思ひますのに、大きな原因はどうも預け替えにあると思ひます。

預け替えというのは、御承知のようにここ二回か三回やつてゐると思ひますけれども、金利が上がりました段階におきまして、通知一つでまた新しい高い金利に預け替えをする制度を郵便貯金はやっておりますのでございまして、これがあります

と、常に、高い金利になりましたときには、いままでの低い時代の金利のお金全部そこに集中してしまふという傾向が出てくるだろうということに想像されるわけでありまして、つい最近でございますが、五十五年、高い金利の時代がございまして、その金利が高いところにそれ以前の低い金利のものもみんな預け替えでどつと行つてゐる可能性があるのでありまして、そこが高くなつてまいりますと、全体構成がバランスが違つてくるわけでございます。高いところにウェイトが出てきますから、平均金利が高くなる。片つ方預託金利の方は、預け替えですからそうもなり得ないというところで、そのところで構造的な差が若干出てくる可能性があるのであるじやないだろうか。もう少し分析してみないとちろんわからないわけでございますが、その辺のところは恐らく原因があるだろう。

でございますから、この辺のところは預け替えの制度というのを、今後郵便貯金制度の安定的な将来を考えていきますときに一番どうしたものか。そうしなかつたら、窓口へ来まして、いままでの解約、新規の預け替えで大変な混乱になるおそれがあるということをやつてゐるわけでございますが、郵便貯金をお預けになつてゐる国民の皆様方の御便宜のことも考え、しかし郵便貯金制度全体の利率構造をどう考えたらいいの、なかなかむづかしい問題かと思ひます。

〇阿部(末)委員 そうすると、いま預け替えというお話が出ましたが、それは金利が高くなれば金利の高い方に預け替えをするというの、これは利用者国民にとって当然のことなんですね。たとえば八%の金利になつた。国民の間に金利天井感というの出てくる。そうすると、いままであつた安い利息の分を高い利息の分に預け替へる、こゝまではわかるのですよ。しかし、そのときは、八%なら八%の支払利息に對して、大蔵省の方の預託金利はそれを一・三%上回るものを郵政省に預託金利として出すわけでしょう。それならば、幾らそこにたくさん金が集まろうとも、その

さやがある限りにおいてそれが赤字の原因になるということとは私はわからないのですが、どういう理屈になりますか。

〇大蔵政府委員 そのところがそうはならないわけでは、ございまして、先ほどもちよつと申し上げましたように、預金の方はおしやるように、たとえば私が国民で預金者として、百万円預けていた、いままで金利が低い、だから今度郵便局にこれは一口通知をして何か書いて新しい貯金にしてもらう。そのかわり、いままで三年までなら三年の利益がなくなるわけですね。それで高い金利になります。高い金利になつてから、たとえば八%でずつと十年まで行くわけですね。ところが、このお預かりしてゐるお金の方は運用部に預託しておるわけですから、この運用部に預託したものをまたこつちでも預け替えしないといふのが悪いわけですね。そしてこれらの金利に一・何%か利ざやをつけて預け替えすれば同じじやないかという先生のおっしゃる話ですが、こちらにはそういう制度はないわけでありまして。そういう預け替えというのはいささなわけでありまして。でありますから、そのところが若干違つてくるということになつてくる道理であります。

〇阿部(末)委員 それはちよつとおかしいじやないですか。大蔵省の方に預け替えという制度がないのに、郵政省だけが郵便貯金の預け替えをしてゐる。しかし、法的に言えば、たとえ瞬間的であっても一過引き出して新たに預け替へることになつてしまふ。それならば、その瞬間において既存の契約は消滅してしまふわけでしょう。既存の契約は消滅して新しい契約が成立するのですから、新しい契約に對して、大蔵省が八%なら八%に一・三%の上乗せをして九・三%の預託利率を払うのがあたりまえだと言ふのです。郵便局は高い利息の方で預け替へをしたけれども、大蔵省は前から借りてゐる金だから預け替へはしないなんという理屈はないでしょう、国の財政で一本なわけですから。その瞬間において一人の人間が百万円を引き出せば、そこで大蔵省の使つてゐる金は

百万円減る。減らなければおかしいのです。減つて新たにまた百万円預入してもらつたからふえるんだ、そういう形にならなければおかしい。そういう運用ならば、預け替えがあれば当然その預け替へたものに対して大蔵省が一・三%の上乗せをして預託利率を決める。そうならないから、いま出てゐるような赤字が出てくるというやうな形になつてくるのでしよう。それはおかしいじやないですか。何でそういうことにならないのですか。あなたの方は、安い金利で借りてゐるのは知らぬ顔をしておいて、そして片一方は高い金利で預ければそれは当然赤字になりますよ。これは大蔵省が悪いよ。一体どういふことなんだ。

〇酒井政府委員 お答え申し上げます。資金運用部の方は、そのときどきに郵政省からお預かりしたお金につきましてもちろんその預託金利をお支払いしますが、そのまゝの金利で特別会計とか政府関係金融機関とかそういうところへ資金をお貸しをいたしました。そして運用をしてゐるわけですね。そこで、もしも郵政省の方から預け替へに基づきまして、いままでは五分であつたのを八分だ、五分で運用部に預けていたものを引きおろされまして、私の方は、中小企業とか住宅とかにお貸ししてゐる金を期限前に、いままで五分でお貸ししておりましたけれども、全部一度返してください、それで過去に貸したものを今度は高い金利でお貸ししますということができる。金利の方は成り立ち得ないわけでございます。私の場合は、約定でございまして、その中小企業とか住宅とか政府関係金融機関を通じて国民一般に政策金融してゐるものは、約定の期間は相手方に特別の事由、瑕疵等がなければ繰り上げて返済してもらふことができないわけでございます。それが私も金融の常識かと思ひますので、運用の方は、そういうやうな貸し替えによる利上げ、実質的には利上げでございますが、そういうやうなことはできない仕組みになつておるものでございまして。私の方は、郵政省の方からは資金として毎月お預かりしております。それは、郵政省の方

○阿部(未委員) 大変な問題で、さつきからお話があるように、預金者の立場からすれば、金利が高くなったときに預け替えをするというのはもう常識でしょう。あなた方だって、預金者の立場に立てば恐らくそうするでしょう。ところが、そのお金をどう運用しておるかというのは、これは国が政策として運用しておるのですよ。国が政策としてこういう運用しておるから預金者の利息はこうなければならぬという理屈はどこにもないのです。預金者は趨勢によって、金利が上がれば高金利のところ、金利が下がれば低金利のところ、あなた方はその金を運用するに当り。

し、預金者はどんどんそこに預金してくる。高い金利を払わなければならぬ。郵便局は貯金をもう扱いませんと言うか、預かる以上はそれに見合う預託利息を出さなければ、貯金関係は成り立たぬでしょう。あなた方大蔵省の役人がそのくらいのこと頭ないですか。わからぬですか、それが。それはあなた方は政策として運用しておるから、簡単に契約の変更はできぬでしょう。しかし、常識として、金利が上がれば預金者が金利の上がつたところに貯金を持ってくるのはあたりまえでしょう。にもかかわらず、前に借りた金は、郵政省から前に預かった金は低い利息で払うんだぞ。ところが、お金は高い利息に変わっておる。赤字が出るのはあたりまえでしょう。その赤字は当然、国がそういう政策を遂行しておる以上、国がそのお金を使う以上、国が責任を持たなければならぬ、言いかえれば大蔵が責任を持たなければならぬ、仮に赤字ありせばですよ。そういうことになるでしょう。

しかし、もし長期的に眺めて、たとえばいまの一・三％の利ざやがあるならばこれで長期的にはやれるんだという自信があるならば、あなた方は責任を持って、民間の金融機関等が郵便貯金は赤字だ赤字だと言うような宣伝について、それは間違いだ、郵便貯金というのはこういう性格のものじゃないんだということを説得すべき立場にあるのじゃないですか。それを、民間の金融機関のしりに歩いて歩いて郵便貯金を一ころは大変攻撃して、僕はこの委員会でも国民の立場から慨嘆にたえなかったのですが、その辺どうお考えになりますか。

○中央政府委員　幾つかお話がありまして、私の持ち分でないようなお話もございましたものですから、どういふふうに申し上げていいかよくわかりませんが、幾つかありましたうちで申し上げますと、郵便貯金の赤字をこのままほっておいてどうするんだ、こういうお話でございますが、これは冒頭にも申し上げましたように、いまの利ざやが一・三でございますが、このままこれが続いているけば、これは間違いなく何年か——何年にな

るかよくわかりませんが、計算上の論理からいえますれば必ず赤字は解消するはずであります。ですから、一・三がそのままいいのかどうか、これも問題でありまして、それはそのときどき、今後の財政状況もそうでございますし、それから郵政省の資金事情もそうでございますし、そういった全体の事情を勘案しながら決めてやつてまいることになるだろうと思ひます。でありますから、ごく長期的に見れば、郵便貯金会計の赤字というのは解消されるべき性質のものだと思つております。

ただ、解消されるべき性質のものであるならば全く問題がないのかというと、最初に私が申し上げましたようにそうではない。なるほど郵便貯金を預ける側の人にとってみれば、金利は一銭でも

多い方がいいわけでありまして、私はそのことを否定するわけでは毛頭ございません。そうでありたいものだと思いますが、しかしそれは、金利といたすものは何も郵便貯金だけが金利ではございませんで、ほかにも銀行の預金もあれば国債もありということ、しかも、それも最近では日本国ばかりではなくて外国の金利もどうなんだという話になるものですから、そこは全体のバランス

のとれたものの金利でなければならぬということでありまして、その上に立つて考えれば、今度運用部の方の預託金利は、これも一文でも安い方がいい。それはなぜかという、回りめぐって国民の税金が安くなるからであります。そういう努力は、郵政省の方も、それから私どもも御一緒にいろいろ相談しながら仲よくやっているわけでありまして、先ほどちよつとお話がありましたように、人の足を引っ張りつこしているわけではございません。でありますから、郵政省の方と両々相まって、いまの制度に存在しますものすべてこれが合理的でこれが間違いないというわけでもない、なお直さなければならぬ点もあるかもしれない、そういった点につきましては、お互いによく話し合つて、改善できるところは改善していく、一歩でも全体の運営として国民の皆様のために

るようにということでやってまいりたいと思っております。

○阿部 朱 委員 もうこの問題は結論を出したいのですけれども、そうしますと、結局、運用は国がおやりになっているから、いまいろいろお話がありましたが、国のお話において、郵政省と大蔵省は十分協議をしながら、言われるところの第二の国鉄みたいな、郵便貯金が大変な赤字を抱えてどうにもならないということがあります。そう理解をして間違いないのか。

○**災害政府委員** 第二の国鉄がまたふえまして第三の国鉄なんかになりましたら、これは一大事でございます。そういうことは絶対にあり得ないようにならうに努力をしてまいりたいと思いますし、またそのように御指導も賜りたいと思います。

○阿部(未)委員 郵政当局、何かいままでの大蔵の答弁で間違いないかどうか、意思の疎通は間違いないかどうか。

○鴨政府委員 いろいろ先生の御指摘がございました。いま大蔵省からお話ございましたように、私どもも大蔵省との間でいろいろな意思疎通ということとは十分に行っているつもりでございます。

ただ私どもの立場で申し上げたい点、いろいろ御指摘がございましたものを總括的に申し上げますと、まず何といひましても郵便貯金、先ほど申し上げましたように、赤字が五十六年度、五十七年度出てくる、あるいは出てくる予想がなされているわけでございますが、この点は、基本的には、先生御案内のように、貯金の金利というものは法律にもございまして、民間の預金金利に配意しながら決めていくことになっております。これはいわばお支払いをするという立場でのものではないんですが、一面、収入ということになりますと、先ほどから議論になっております預託利率、資金運用部に預託しております預託利率が問題になるわけでございますけれども、この資金運用部の方では、財投資金ということからの政策的要請からいたしまして、御議論がございまずように、

これまでのところずっと預託利率といいますが、国債、あるいは五十七年度では政府保証債といふような御議論もございすけれども、そういった他の長期金利に比べて常に低く抑えられているというのが現状でございます。

具体例で申し上げますと、昭和五十五年度の郵便貯金の平均残高を応募者利回りということで国債に回した場合には、およそでございますが、約二千四百億円ほどのいわば余分なお金があれば、当然お客様へのサービスあるいは赤字の解消に振り向けられるべきものでございすけれども、言葉をかえて申し上げますと、これはいま私どもがそれだけのお金を財政に寄与している、国に納付をしていると言つても間違いではないかろう、このように考えておるわけでございす。

御議論のございました赤字の問題でございますが、先ほどもちよつと触れましたように、前回の金利上昇時に貯金利率と預託利率との利差が縮まっております、そのことが現在にも尾を引いているという状況、それから、最近の郵便貯金の増加状況というものがきわめて不振でございまして、伸び悩みの状況にあるということでございす。

私ども、先ほども申しましたコストという点につきましては、大蔵省からもお話がございましたけれども、御承知のように、山間僻地といういわば不採算地域にも郵便局という窓口がございす。こういったものを抱えながらわれわれ懸命に努力をして、コストも引き下がってきているというのが現状でございます。

なお、預け替えという問題でございますけれども、確かにこれは、制度として申しますものよりは、金利が変わりますときに預金者の方々の選択といふことで、そういう選択が行われた結果として出てくるものでございす。確かに、そういう事象が起りますと、一時的に高利率のものが多くなるということが収支に影響がある、ないとは申せないわけでございす。ただ、貯金でござい

ますので、そのような形で預け替えをされました貯金も、当然、漸次払い戻しがされていく。それから同時に、新しい貯金と申しますか、低くなつた利率のもとの郵便貯金というものもふえてまいるわけでございまして、そういうことでこの預け替えられたものの貯金の比重、ウェイトというものが漸次低下していくというところでございまして、あれこれ総合いたしますと、いまの金融環境、いろいろ激変をいたしております。それから、金利の動きといったものもなかなか動向を見通せない面もございす。それから、経済状況からいたしまして貯金の増加がどうなるかといふこともなかなかつかみがない面もございすけれども、いま申し上げましたようなことで、預け替えの問題もございすけれども、長期的に見ました場合には、私どもとして収支相償していくことが可能である、こう考えているわけでございす。

なお、もう一言つけ加えさせていただきますと、郵便貯金の金利が特別に高いかといふことになりすけれども、これもまた、御案内のように、最近民間等で出ております期日指定定期とかあるいはそのほかの信託関係の新型の商品、あるいはいわゆる利付金融債といったものもございまして、これはそれぞれ長短ございすけれども、一概に郵便貯金だけがとかあるいは民間のものだけがよいといふことではございせん、それぞれ長所を持った形で商品サービスが行われているといふのが実態でございす。

○阿部(未)委員 大蔵省もお聞きになつていたでしょうが、たとえば預かつた郵便貯金で国債を買つておつても、いまよりも年間二千億くらい余裕が出るというのが郵便貯金の会計だそうでございす。にもかかわらず国の政策に協力をしておるわけですから、先ほどお話があつたように、よく話し合いをしながら、郵便貯金が赤字になるようなばかげたことのないように、ひとつうまく運用をしてもらいたいと思ひますし、将来にわたつては、われわれ決議もしておりますが、郵便貯金の自主運用というふうなものについても十分考えて

もらいたいと思つております。これはまた議論すれば長くなるから、きょうは議論をしないことにいたします。

そこで、最近一番問題になつておるグリーンカードの取り扱いについて、大蔵省、いまこの時点でどうお考えになつておるか、一言聞かせてください。

○矢澤政府委員 国会でお決めいただきました法律を確実に実施するのは政府の当然の責務でございすので、予定どおり実施する方針でございす。

○阿部(未)委員 どうもおっしゃるような雲行きでないようで、大変気の毒でございすけれども、ただ、グリーンカードを昭和五十九年から実施するために、大蔵省としては、実施に至るまでの間に総額どのぐらいの準備の予算をお考えになつておつたのですか。

○矢澤政府委員 五十七年度予算で建設省それから大蔵省合わせて約百七十億円の予算がついておりますが、これは建物とかそれからコンピュータの経費あるいはカードの用紙代といった立ち上りの経費でございす。その後の各年におきましては、大体七、八十億円の経常費を予定いたしております。

○阿部(未)委員 郵政大臣、閣僚の一人として、行政改革はこの辺からやらねば。どうせできぬかもわからぬものに何十億という金をかけるのはばからしいような気も私はするのですけれども、私はグリーンカード賛成ですから、そのところは間違ひないようにしてください。賛成ですが、どうもできそうにない。そこにたくさんのお金をまた引き続いてかけていくということが、行政改革の今日の流れの中でのいかどうかというところは、頭のいい大蔵省ですから、ひとつお考えおきただきたいと思ひます。

その次に、限度額ですが、もうずいぶん長く郵便貯金の限度額の引き上げを行つておりませんが、この前やつたのは四十八年だったんですか、あれから物価がどのぐらい上がつて、それに見合

て限度額を引き上げるとすれば、少額貯金と言われる額はどの程度になるのが正しいと郵政省はお考えですか。

○鴨政府委員 先生の御指摘は、現在の郵便貯金の限度額の問題だといふふうに承りましたけれども、手元の資料で申し上げますと、限度額が三百万円に引き上げられましてそれが現在に続いておりますが、この引き上げは昭和四十八年の十二月十五日でございす。それから約九年経過をいたしておりますが、その当時の物価指数との関係でまいりますと、手元の資料では、四十八年を一〇〇といたしまして、五十五年度のものでございす。指数的に一八三、約二倍といふふうにお考えいただいてよろうかと思ひます。

なお、預入限度額につきましては、実は昭和五十七年度予算の要求段階におきまして、いま申しました三百万円といふものを郵政省がいたしましては五百万円に引き上げるべく努力をいたしたけれども、財政事情等の中で税制にかかわる問題でございすので、これが実現できなかったといふこととございす。なお今後とも努力をしたいといふふうに考えております。

○阿部(未)委員 大蔵省もお聞きのように、もう物価指数からいけば当然三百万といふ限度額は変えなければならぬのではないかと気がします。そういうこともあつて、財形貯蓄といふようなものも今度労働省の方で提起をされてこの国会でやることになつていますが、なるほどいま勤めておられる方々は、何年間かにわたつて貯金をすれば、おやめになった後何年間か年金みたいな形でその貯金が返ってくる。それが税金の対象にならない。その制度がこの国会で成立しうでございす。しかし、それでは勤めていない方、あるいはもう先職もなくておやめになる方は退職金をもらふ。私は退職金もまた財形の一つだと思ひますけれども、退職金をおもらいになつた場合に、そのお年寄りは、それから先の老後の生活計画する上で貯金の利息というふうなものは一つの目安になるはずですから、したがって、そ

れにまで税金をかけるということはひとつおやめ
になつて、退職金等も財形貯蓄と同じような扱いを
するとか、あるいは別途郵政省が提案をしたシル
バー貯金というものを考へて、老後の生活
の安定、高齢化社会に対応するいわゆる計画的な
生活というのについて、大蔵当局もひとつ十分
な配慮を願いたいと思うのですが、いま労働省は
勤労者だけを対象に財形貯蓄をやろうとしていま
す。しかし、勤労者としての資格がもうなくな
る、あと一年もないというような、退職金しかも
らえぬという人もあるし、あるいはほかのことで
会社をおやめになるときに金があるとかとい
うような場合に、それを一体どうするのか。それを
三百万円超せば、あるいは六百万円超せば、あるいは九
百万円超せばということはありましようが、ともか
く一千万円を超えるようなお金が入ってきた場合
には、超えた分は皆税金を取られる対象になるわ
けでしょう。この高齢化社会に対応する措置も限
度額の引き上げとあわせて考へてもらいたいと思
うのですが、大蔵省の見解を承りたいと思ひます。

○矢澤政府委員 老齢化社会を迎へまして、老年
者の貯蓄、それから生ずる利子の扱いをどうする
か、これは大変大事な問題だと思ひます。

財形貯蓄のお話がございましたが、これも一種
のそういった思想が出たものでございまして、在
職中に年金形式で将来もらうことを約束して五年
以上積み立てた場合には、その積み立てた元本に
つきましては退職後年金のかわりでもらうよう
になりましたときに、利子の非課税の特典を継続
するという制度を新しく導入したわけござい
ます。

それで、老年者の貯蓄をこれからどういうふう
に考へていくかということでございまして、私ど
もで、今回グリーンカードの関係でいろいろ御質
問がございまして、つくった数字がございまして
これは、たとえば退職して年金といたしまして月
十万円をもらっている方を想定いたしました、そ
の方が幾らぐらまでの貯金を持っていれば利子
に税金がかからないかという計算でございませ

が、年金月十万と申しますと、年間に百二十万に
なります。これは老年者年金特別控除とか給与所
得控除が働きますので、この分は非課税でございま
す。あと老年者の夫婦の場合には、本人の基礎控
除、それから配偶者控除、老年者控除、合計八十
一万円の控除額がございまして、これを全部利
子でもらうということになりますと、六%の利率
で換算いたしますと、千四百万円までは基礎控除
の中に入つてしまつて税金がかからない。さらに
御本人の非課税貯蓄、郵便貯金三百万円、マル優
三百万円、特別マル優三百万円、九百万円を足し
ますと、二千三百万円までの貯蓄なら利子に税金
がかからない。さらに適法に奥様に贈与をされて、
奥様の九百万円を加えますと、三千二百万円まで
の貯蓄でございまして、年金十万円をもらつて
いても利子に税金がかからない。ただし、この場
合には二〇%の源泉徴収を受けまして、三月十五
日に確定申告をして還付をしていただくという手
続が必要でございまして、実態はそういう状況で
ございませう。

問題は、しからばシルバー預金のようなかっ
うで老年者に一律もつと上乗せの非課税枠を認め
たらどうかというの、御趣意はよくわかるわけ
でございまして、その場合には、こういった本
当に救済をしなければいけない人たちにだけ恩恵が
行くということにとどまらずに、かなりお金持ち
の方々にもその恩恵が行つてしまふではないか
というところに問題がございまして、いま申し上げ
ましたような確定申告をしていただいて還付を
受けるということであれば、最高三千二百万円まで
の貯金については利子に税金がかからないという
点も御理解いただきたいと思ひます。

○阿部(末)委員 私ども一般の国民は大蔵省のお
役人ほど頭がよくありませんので、そういう数字
を並べてこうなりませうと言はれてみましたが、
そうですかと言ふ以外にないのです。ただ、郵便
局に貯金をする、貯金をとりに来てくれる、しか
し三百万円以上はできません、それじゃ困る。だか
ら、どっちにしろ上げたところで税金が入らぬの

ならもつともと思ひ切つてふやせばいいじゃな
いですか。何もそんなへ理屈を並べぬで、思い切
つてふやせばそれでいいのですよ。これはいすれ
また議論する機会もありませう。私は時間がな
くなりませうから……

郵政大臣、ちよつと最後にあなたに聞きます
が、この委員会でもたびたび附帯決議をつけて、郵
便貯金の自主運用あるいは限度額の引き上げ、い
ろいろな附帯決議をつけておるのですが、一向実
現をいたしません。大臣、どういふ決意か、それ
だけ聞かせてもらいたいと思ひます。

○箕輪国務大臣 これからも附帯決議の趣旨を尊
重しながら努力をしたいと思つております。しか
し、五十七年度でも、限度額の引き上げだとか自
主運用とか、あるいはいま先生がお話しなすつた
シルバー預金とかお願いをしておりますが、何
分国の財政事情が非常に厳しいことも先生御承知
のとおりであります。努力はいたしましたが、税
制の問題がございまして、これが落ち込むとい
うことは、この財政事情から大蔵省としては非常
に苦しいというような事柄から、五十七年度では実
現いたしませんでした。しかし、これからは努力
をするつもりでおります。

○阿部(末)委員 終わります。

○水野委員長 これにて阿部末喜男君の質疑は終
了いたしました。

次に、鈴木強君。

○鈴木(強)委員 最初に、いま阿部委員から最後
に触れられましたグリーンカードの問題につ
いて、若干大臣の所見を承つておきたいのでござ
います。

御承知のように、五十五年の三月三十一日に法
案が成立しまして、政令もつくられ、五十九年一
月一日から実施されることになっておるわけだ
が、その後のいろいろございまして、きのうの自
由民主党の役員会あるいは総務会におきまして、
田中政調会長の提案である、実施を三年程度延ば
すということとか、あるいは利子配当の分離課税
は存続するとか、その間に現行の直接税と間接税

の比率、それから所得税の累進税率のあり方など
について、税制全体について検討を加える、こ
ういうふうなことで何らの議論もなく決まつた、こ
ういうふうな報道されているわけございませう。

私、けさの新聞を見ますと、これに対して総理も
何か大体その方向に同調されているというふう
に報道されておるわけですが、これはもともと
と不公平税制は正というところでスタートしたもの
でございませう。その後、いろいろと批判等が出て
いる点もございませう。特にブライバシーの問題等
について批判のあることは事実です。しかし、やは
り決定したことありますから、これは実施すべ
きが筋であると、私たちはそう思つております。

〔委員長退席、渡辺(紘)委員長代理着席〕
何か今国会において、いまさつき申し述べまし
たような、田中政調会長の御意見や議員立法が何
提案されるように伺つておるのですけれども、こ
れは大蔵省が主体になつて、さつきもお話があ
りました実施の断行ということで大変な努力はし
ているようでございませうけれども、いづれにし
ても郵政省もこれは大変な関係があることであり
ますから、大臣としてこれに対してどんなお考えで
ございませうか。お答えはもう決まつておると
思ひますが、かなり準備も進んでおると思ひま
すけれども、その点いかがでございませうか。

○箕輪国務大臣 グリーンカード制は、御承知の
とおり、不公平税制としての批判が強い利子配当
所得の源泉分離課税制度を廃止して、総合課
税へ移行することを前提として、その実効性を期
するために実施されるもので、郵便貯金もそれを
前提として参入することとしたものでございま
す。現在、各方面でグリーンカード制度の見直しに
ついてさまざまな意見が出ておることは承知して
おります。昨日の自民党の総務会における田中政
調会長の発言等は、ひとつ再検討しようという趣
旨だと思ひます。どういふふうになるのか、それ
はまだ未決定であります。したがって、どうな
るかかわらないのでありまして、これについて
は、閣僚のひとりでもある私としては、コメント

を差し控えたいと思うわけでありませう。

○鈴木(強)委員 郵政大臣としては、私は当然のお答えだと思いますが、ただ、きょうの毎日新聞にも出ておりますように、「首相も見送り示唆 自民の意向尊重を表明」というような記事が出ておりますし、特にいま大蔵省のどなたでしたか、大分張り切つてやろうというふうなことでしたけれども、きのう午前の閣議が終わつた後の記者会見で大蔵大臣も、税率構造の見直しを前提としなければグリーンカード制の実施を延期せざるを得ないという趣旨の発言をしたと報道されているわけですね、これに。新聞報道は私は間違つてないかと確信しておりますので、ひとつ、政治的な問題として大分再検討の方向に急カーブを切つていられると国民も見ていると思うので、特に閣僚である松野国土庁長官が署名運動に参加しているということも私たちは知つてゐるわけです。そういうわけでございまして、郵政省としていろいろ準備をなさつていくにしても、このあとどうなるかという、やはり一つの不安を持つてゐることはよくわかります。しかし、大臣がおっしゃつたように、国会が決めてしまふことが動き出そうという段階でありますから、準備をするのが当然でしょうが、そういったやうな大きな政治のうねりの中で遅延逡巡するやうなこともあるのではないかと、やうな気がするわけです。ですから、やはりこういう中で国民が非常に注目をしてゐることですから、自信と確信を持って法律は実施していく、やはりこういったたてまえでもって進んでいただくことが正しいのではないかと私は思います。大臣はそういうやうな考え方でおられると思ひますので、これ以上質問いたしませんけれども、その辺も一度、くどいようですが、ひとつ大臣の御所見を承りたい、こう思うわけです。困つてゐるのじゃないですか、いま。

なければならぬということで準備を進めてゐる段階であります。従来も郵便貯金は限度額が三百万円でございまして、三百万円限度額をそれぞれが守つてゐるかどうかについては厳正な審査をやつておつたわけでありませうけれども、その後も準備を進めておつたわけでありませう、国会がどう決めるのか、あるいは自民党の中であるいはまた民社党の中で議論されてゐることは聞いておりますけれども、それは法律の改正をしなければならぬことでありませうから、どんなかこうで法律の改正が行われようとしてゐるのか、予測もつかないところとございまして、これ以上のコメントはできない、こういうこととございませう。

○鈴木(強)委員 まあ、歯切れが悪いですが、事情が事情ですからね。しかし、私たちはやはり決まつたことですから、やつてほしいということを重ねて表明しておきます。

それから、いまも質疑がありましたが、限度額の引き上げ問題については一般質問でも私、大臣に所見を伺ひました。この税制との絡みがありませうから、大蔵省は依然として反対をして、結局これはつぶされてしまつたわけですね。シルバー貯金においても、しかし、この郵便貯金のよつて来る制度の趣旨を考えると、私はもう少し大蔵省のこの郵便貯金に対する考え方を理解し、その方面に協力をするということが至当であらうと思ふので、すけれども、ただ単に税制がどうだということだけに固執して、全体をこうやつたら郵便貯金の面についてはこれだけやれるという展望がないのです。ただ税収が足りない、外国から比べると税金が少くないというところで、三百万円を五百万円にすることに反対してつづけてしまつた。一千万円もしかり。そういう点、何かうまく両省が話し合ひをしてゐるということがあるはずけれども、昨年のあの金融懇の問題をめぐつて火花を散らした、いわゆる民間銀行対官業の郵便貯金との関係、そういったいきさつを見ましても、当事者はもちろんであります、政府がもう少し指導性を持つて、郵便貯金の長い歴史と伝統

を講ずる事業を本当に国民のためにするにはどうしたらいいか、こういった点をもつと話し合ひをして、大蔵省が直接民間銀行を監督してゐるわけですから、そういうところとまず基本的な腹合わせをすることが大事ではないか、私はこういうふうに思つてゐるわけでありませう。

したがつて、大蔵省の、一面的なものだけを見て論ずるやうなことに、もう少し理解を深めるやうに、われわれもがんばらなければいけませんけれども、大臣としても、この前伺ひました、御在任中に来年度予算に向けて、山内郵政大臣当時から念願である——これは国民の願ひです。それが実現できるやうな御配慮をぜひやつていただきたい、こう思いますので、大臣の御所見をもう一遍伺つておきたいと思ふのです。

○箕輪(強)委員 五十七年度予算について昨年末まで私どもは大蔵省と詰めてやつたわけですが、厳しい財政事情、そして税制に関する問題で、税金が少なくなることについてはなかなか話し合ひがつきませんで、残念ながら、いま申し上げた自主運用あるいは限度額の引き上げ、また簡保の限度額一千万円を一千万八百万円にするやうな問題、あるいは預託金利の引き上げ、それぞれについて不調に終わりました。しかし、さらに大蔵省と、厳しい財政事情はわかるけれども、こちらの事情も理解してもらつたやうに努力をいたしてゐるところとございまして、さらにまた来年度に向かつて努力をいたしたいと存じております。

○鈴木(強)委員 この際聞くのがどうかと思ひますが、郵便貯金のよつて来る長い歴史と経過、それから民間銀行は民間銀行としてまたよきがあると思ふのです。ですから、民間銀行と郵便貯金がいつも相克するやうなことは私たち何として、がまんできないです。国民が民間銀行を利用するか、郵便貯金を利用するか、これは自由な選択に任されてゐるわけでありませう。かつてのやうに、郵便貯金がふえる、そうすると今度は郵便貯金は募集のやり方がどうかと、かこうだとか文句を

言うわけですね。そういうことであつては実に見苦しい次第でありまして、一生懸命やつてゐる諸君から見ても非常に困ることだと思ふのです。ですから、金融懇というのはいさよと設置の趣旨から見て適切でない、こういうふうには私に考えております。したがつて、ひとつ大臣、新しい発想の上に立つて、日本の貯金制度がどうあつたらいいか、官業と民業とのあり方、そして相競合しつ

つりつばなものを国民に提供してもらつたやう、郵便貯金の特性、民間銀行の特性といったものを、十分に広い視野から、余り政治的な染まりのない純然たる学者先生とか経験者とか、そういった人々を糾合して、もう一遍ここで改めてこの制度全体に対する検討をしていただくやうな懇談会といひますか、そんなふうなものでつくつてやつたらどうかという気があるのですが、その点どうでございませう。大臣、そんな気がしませんでしようか。

○箕輪(強)委員 郵貯懇の話が出ましたが、郵貯懇については私なりに個人的な意見はございませうが、それは個人的な意見でございまして、差し控えたいと思ひます。

ただし、昨年の郵貯戦争は、大蔵大臣、郵政大臣、官房長官、三様の合意で終末をいたしました。その趣旨は、郵便貯金それから民間の金融機関、これらが共存共栄すべきだという趣旨に違ひないと思ふのであります。だから、郵貯の方も共栄するということをやつていくより方法はなからう、こう私は考えております。

それで、本年一月に民間の金利が下がる、公定歩合が下がつた、直ちに郵政省の方もそれに対応して下げるというやうなことをやつておりますけれども、やはり共存共栄の精神を生かしながら、今後も郵貯が繁榮するやうに、これは国民のためになることなんです。それから、これからは国民のためにいきたい、こう考えておるところでございませう。

○鈴木(強)委員 官房長官が中に入りましてまとめた結論というのは、大蔵省は大蔵省でいいやう

に解釈をしておる。当然また郵政省は郵政省として考えられると思うのですが、私もあの当時、官房長官にもお会いして、いろいろ私どもの意見も述べたこともございます。それは大臣のおっしゃる通りに、あの趣旨が一応の決着になっております。しかし、郵貯法の改正はできなくとも、今後金利の問題については実質的に改正したと同じように、閣議の決定があるからこうだということを押しつけられてくると私は思うのです。大蔵省は、そういう面ではどういふわけか知りませんがかなり力を持っているのだね。

それはそれとして、あの閣議決定の点は必ずしも同時でなくちやならぬということではないわけでしょう、できるだけそういう方向に努力するということでございましてね。ですから、そういう心配も私は持つものですからそんな提案をしたのですが、これは貯金局長、一方郵便貯金をやるのは郵政省の方ですから、郵政省としてもこの段階に來まして民間銀行とのいろいろな関係も出てくるわけですね。したがって、郵便貯金のあり方、過去の伝統の中でやってまいりましたものにさらにこういう点をこいうふうにして国民の負担にこたえるというような、制度改革を含めてこうあるべきだというようなものを模索する、御検討をする御所信はないのですか。これは郵政省の方のことですからちよつとあなたにお伺いしますけれども。

○郵政府委員 昨年の金融懇の問題につきましては、この委員会の先生方にも大変御心配をおかけいたしましたわけですが、いま大臣からお答え申し上げましたように決着をいたしておりました。

なお、郵便貯金そのものにつきましては、民間金融機関ともどもに国民のためになるサービスは今後とも果たしていきたい、提供していきたいというふうな考えでおるわけでございます。

私どもの郵便貯金は、個人性というものが非常に強い、個人のための貯蓄機関であるということで、長い伝統を持っております。ただ伝統を持つ

ているというだけではなくて、これから向けていても、私どもはやはり個人金融の基幹的な存在であるというふうな認識を持ち、またそういう気持ちで国民の皆様にサービスを提供していきたいと考えております。たとえて申しますと、この四月一日から愛育貯金という新しい形での定期貯金の提供を考えておりますし、また六月には公共料金等の自動払い込みの取り扱いも予定いたしております。

具体的にはそういうふうなこともございますが、やはり何よりも基本的な点にどうするかという問題が先生の提起された問題かと思ひます。その点につきましても、私ども現在でも郵政審議会に設けられております郵便貯金基本問題特別委員会、これは設置法で設けられております郵政審議会の中の機関でございます。その特別委員会とか、あるいはこれは貯金局長の私的諮問機関でございますが、郵便貯金に関する調査研究会といったものもございまして、そういったものも含めていろいろなる機会に、學者の方やあるいは消費者、婦人団体の方々、それから広く有識者の方々からも御意見をいただきながら、御指摘のような郵便貯金のサービス、商品の開発といったことに努めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○鈴木(強)委員 大蔵省、理財局からおいでだいておりますが、昭和五十七年度の予算で郵政省から要求のありました、郵便貯金の資金が財投にずっと組み込まれておるわけですが、その中の一部を資金にして郵政がみずから手債券の引き受け等についてやりたいというので三兆五千億円の要求をしたはずなんです。ところが、それを大蔵折衝まで持っていたのですが、切られておる。これは本当は大臣に聞きたかったのですが、大蔵委員会があるそうですから来られないのでやむを得ませんが、この新規増加額と満期償還額の合計額の約四分の一に相当する三兆五千億円というわずかなものですが、五十七年度郵政が要求したものを認めなかった理由はどこにあったのか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○酒井政府委員 答え申し上げます。

先生よく御承知のように、郵便貯金につきましては、現在の資金運用部資金法によりまして、国の各特別会計の積立金などほかの資金と一緒に資金運用部において一元的に統合して管理、運用すること、現在の制度はなっているわけでございます。これは、郵便貯金等は国の制度、信用を通じて集められた資金でございます。資金運用部資金としてそれらの資金は一元的に管理することによって初めて政策的な重要性に応じてパランスのとれた資金配分が可能となります。そのときに、財政金融政策との整合性を図りつつ、そのときどきの社会的、経済的要請に即応した弾力的運用ができるからだろうと私どもは思っているわけでございます。このような考え方に立ちまして、資金運用部による統合運用というものは、わが国の財政制度の基本的な枠組みとして現在組み込まれているわけでございます。

御指摘のように、郵政省からは五十七年度の御要求として、一部を国債等の自主的な運用をしたというふうなお話がございました。しかし、これにつきましては、郵政省とも十分御相談をいたしまして、私どもとして、こいうような郵便貯金の自主運用というものは、先ほど申し上げましたような財政制度の基本に大変大きな影響を与えることになるということで、五十七年度の財政投融資計画というものは、従来同様現行の一元的な管理、運用の仕組みのもとで編成させていただいたわけでございます。

実は、そうでなくても郵便貯金の増加予想というものが、五十六年度では八兆九千億の目標でございましたが、五十七年度におきましては、郵政省の方から七兆九千億というふうな目標の提示がございまして、当初対比でも一兆円減少するという予定の話でございまして、こいうような対前年度比ではむしろ郵便貯金の増加額が減るという環境の中で、その中からさらに資金を利子運用のためにお使いいただくということは、私どもとして

は五十七年度の場合にはどうしても受け入れることができないということで、従来同様のやり方で編成させていただいたわけでございます。

○鈴木(強)委員 それはあなたが次長で、現行制度のもとにおける考え方の上に立って基本的にお述べになったわけでございます。恐らくこいう考え方を渡辺大蔵大臣にレクチュアして、結局郵政大臣とのお話の中で決着がつかなかったのだと思うのですけれども、私は根本的に考え方が違うのですよ。

歴史をひもといてみると、郵便貯金というものは昭和八年から十七年までは自主運用をされておった。郵便局が一生懸命預金者から苦勞して集めて、その金というものは郵政省が自主的に運用をして、そして効率的な運用をして、それによって預金者に有利な還元をするという制度が歴史的にあったのだ。こいういう経過から見ても、さっきも阿部委員がおっしゃっておりますが、簡易保険もかりだ。郵便貯金にしても、運用部の方へほとんど持っていくって、そして財政投融資に使う。そしてまた、何かになると足を引っ張るようなことを考え出したりしているじゃないですか。やはりこいう発想がおかしいのであって、六十七兆残高がある、こいう中で、新しく伸びる中からわずかにあつても自主的な運用をして、効率的な運用をやりたいというこでしよう。ですから、国債とか地方債の債券引き受け等、地方公共団体への貸し付けによる地方還元、個人住宅資金への還元というふうなものをやりたいというのがささやかな願いだったわけだ。それすら一刀両断のもとに切り捨ててしまふ、こいうやり方がおかしいと言ふのだ。政治というものはみんなを幸せにするためにあるわけだ。国家財政の問題も、私たちよくわかりますよ。しかし同時に、「一生懸命苦勞して集める郵政省の立場から見れば、本来的には自主運用にしろたい、こいういう気持ちはあるけれども、そこは制度がこうなっているのですから、集めたものは全部あなたの方に行くわけだ。その中で、せめてこのくらいのこととしては、そして預金

者とのつながりもふやして、そして郵便貯金というものがもっと正々堂々と発展していくようにという願いを込めてやったのだと私は思うのだ。それを既定概念の上に立って、何ら国民のニーズも考えず、国家全体のことだけを考えてそしてやるということも、これは若干腑に落ちない点があるわけですね。ですから、これはこれからの点があるわけですね。要求はするだろうと私は思います。ですから、もう少し既定概念だけでなくて、いいところは現行制度を大いに直して、そしてみんなが納得できるような方法にすること、これが政治なんだ。あなた方は官僚の一人だから、法律が決まればその法律に基づいて運用によってやるといふ、それは答弁はわかるけれども、だからきょうはあなたと話をしなければならぬけれども、どういふわけかと思って大体聞いてみた。そういうことをあなたは大臣に注入して結局だめになったということがよくわかった。

そこで、大臣、郵政省としては、少なくともあれだけの金を集めて、国家全体のために忍びがたきを忍んでやっているのじゃないですか。郵政省が運用したら、もっといい利息がこれは稼げる、私はそう思う。しかしそこは、国全体のことを考えなければならぬから、われわれも余り固執しませんが、せめて三兆円、四兆円の金を、しかもこれが非常に適切な方向に對象として使おうというのですから、このくらいのこと認めてもらえないようなことじゃこれはだめですよ。大臣もひとつうんとがんばって、来年度予算のときには、これは総理に何でも話して、われわれもまたやりますから、ぜひ実現のためにがんばってほしい、こう強く願っておりますので、やるといふことをひとつ簡単に言ってもらいたい。

○箕輪国務大臣 昨年末、五十七年度予算の大臣折衝でずいぶんがんばったつもりであります。残念ながら認めをいただけませんでした。ただし、それで終わったものではございませんで、私の方から、これは来年度に向かって引き続き検討するという事項にしたいだきたいということを申

し上げております。したがって、先生の激励もございまして、これからまた一生懸命がんばっていきたい、こう考えております。

○鈴木(強)委員 貯金局長、五十六会計年度が終りましたね。郵貯の五十六年度の実績というものが大体わかったと思います。われわれも新聞その他の情報で知っておりますが、かなりダウンしているのですね、十何%というようなくないに——もつとですか。かなり減っているのですけれども、実績はどうなのか。それから、その不振の原因は一体何なのか、その分析はできておりますか。できておたらここで教えてください。

○郵政府委員 昭和五十六年度の郵便貯金の増加状況でございますが、純増加額というもので申しますと、三兆一千六百億円でございまして。これは五十五年度、前年度の同期の実績を四九%下回っております。約半分でございます。金額にいたしまして三兆円。それから、五十五年度は一時的な急増ということでございまして、もう一年前の五十四年、前々年度の同期実績と対比をいたしてみますと、これでもまだ二四%、金額にいたしまして一兆円余り下回っているわけでございまして。この純増加額に元加利息を加えまして総増加額で申しますと、トータル七兆六千三百八十七億円でございまして、これは当初予定いたしました郵便貯金の増加目標額、これがイコール財政投融資の計画額になるわけでございまして、予定いたしました八兆九千億円に對しまして一兆二千六百億円下回った数字になっております。率にいたしますと一四%ということでございます。過去の年度を見ましてもこれだけ目標額との乖離があったことはないわけでございまして。

御指摘の、この理由でございますが、御承知のように、郵便貯金と申しますものは個人の貯蓄でございまして、家計というものと非常に密接なつながりがございまして。この家計可処分所得というものが現在の経済の低成長ということの中で非常に伸び悩んできているというところが、郵貯伸び悩みの一つの原因であるというふうに分析をいたし

ております。それからもう一つは、消費者ローン、進学ローン、住宅ローンといったものが非常にふえてきております。したがって、これの返済にお金を回さなければいけない、そのことが貯蓄に回すお金を少なくしているのではないかとこの点がもう一つの理由。そして、民間等におきましていろいろの商品が開發をされていく。国民の皆様の、利用者の皆様の金に非常に敏感になっておられる。その金利選好といったことも郵貯の伸び悩みの一つの原因ではなからうか、このように考えているところでございまして。

○鈴木(強)委員 確かに、五十三年以来二百一十円の最低課税標準進歩の税制はそのままになっておりますから、せんだって大蔵省が発表した資料を見ても、実質的には三兆五千億くらいの増税になっているというところがちやうとありまして。その中で、物価減税に充てるべきものとして約一兆五千億くらいというような資料をちやうと私拝見したことがあるのですが、それは確かにそういう点があると思えます。それから、三番目に言われました、民間銀行の方でも、都銀なんかは昨年の六月から期日指定定期預金という新しい商品を発売したのですが、二カ月間で約一兆二千万という金がそこに集中しておるのです。ですから、そういうために金利に敏感な預金者が郵貯から離れていったということも、これは事実でございまして。したがって、郵政の方におきましても、愛育貯金その他いろいろ新種の保険等も考えて、国民の皆様の負担により一層こたえるような便利なもの、有利なものをもひとつ考えていくようにしてほしいと思えます。

そこで、大蔵省にお伺いしますが、いま貯金局長からお述べになりましたように、約一兆円近いものが不足しているわけですね。これは財政の方にびんと響くわけですね。したがって、財政計画に支障を来したのではないか、こう私は思うのですけれども、実際にこの国会へ提案されたあの財政計画というのは全く変更しないでやったのかどうなのか、その点はどうでございましてか。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

五十六年度の財政の原資といたしましては、私ども約二十二兆九千八百九十億を予定いたしました。そのうち郵便貯金につきましては、四割近い八兆九千億を見込んで計画を策定したわけでございまして。しかしながら、いまお話しのごいしましたように、五十六年度の実績といたしましては、郵便貯金の伸び悩みということで、郵便貯金の増加額は七兆六千億余りということになりまして、目標に比べまして一兆二千億余り下回ることになったわけでございまして。他方、資金運用部の原資というものは、もちろん大宗が郵便貯金でございまして、そのほかのいろいろの預託もございまして、その原資の一部でございまして年々資金にございましては、当初三兆九千億円の増加を見込んでおったのでございまして、これが結果的には約六千億余り見込みを上回るということになろうかというふうに見えております。他方、運用の方は、全体として資金繰りが郵貯の伸び悩みということで非常に厳しい状況ではございまして、私どもも財政計画の実行には支障のないように、当初の計画を削減するというようなことのないように努力したわけでございまして。そのためには資金繰りというものは必要でございまして、私どもも五十六年度におきましては、手持ちの国債、これは残存期間のわりあい短いものでございまして、これを約五千億余り市中に売却して資金調達を行って、それによって財政計画の当初の計画を予定どおり執行できるように努めたわけでございまして。

○鈴木(強)委員 まあ郵貯が一兆二千億不足したが、幸いにして厚生年金、国民年金等の資金が六千億ふえたわけですね。しかし、一兆二千億郵貯が引込んで六千億ですから、半分は足りなかったわけですね。その分はおたくの持つておる国債の手持ちを売り払って調達した。こういうことでつじつまを合わせた。

その最終的な計数というのがはつきりするのはいつですか。

○酒井政府委員 お答えを申し上げます。

本年の七月ごろになる予定でございます。

○鈴木(強)委員 この昭和五十七年度分です、さつきもお話がありましたように依然として伸び悩むだろうということで、この郵貯の残高も新規の募集も一兆円ぐらゐ減少するだろうということになっておるわけですが、五十七年度の財政計画を立てるときにも、さつきもちよつと話があったと思うのですけれども、その点を考えるとかなり苦心をされたのじゃないか。幸いことは、五十六年度はいまお話しのようなことでつじつまが合ったわけですけれども、五十七年度の場合には、すでに一兆円減少するだろうという予測の上に立つて計画を立てたわけでありまして、その点は非常に困難があったと思うのですけれども、いかがなものでございましょうか。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

五十七年度の財政計画の編成に当たりましては、財政の原資の大宗を占めます資金運用部資金、その中でも郵便貯金が大宗を占めるわけですが、御指摘のように、最近の伸び悩みの状況から、五十六年度の目標額の八兆九千億円に對しまして、五十七年度の増加目標額は七兆九千億円と一兆円ほど落ちるという厳しい見込みでございまして、私ども、資金運用部資金全体といたしましては、五十六年度計画に對しましてわずかに八百八十七億円の増加しか見込めず、資金運用部資金の原資全体としましては十九兆五千六百八十九億円を計上したわけでございます。財政計画ではそのほかに政府保証債も原資にいたしておりますが、これにつきましては、民間資金を積極的に活用させていただくということで、五十六年度に比べまして六千二百億ほど増加しました二兆二千二百億円を政府保証債で調達するということにはいたし、それからまた、簡保資金につきましては一兆九千八百十億、産投会計につきましては、前年同額でございますが、八百八十九億円を見込むことにいたしまして、財政全体の原資は二十三兆七千八百八十八億円と前年度に比べて三・五%の増となったわけでございます。

この財政の原資を国債の引き受けと財政投融資計画への運用と二つに分けておるわけでございますが、国債の引き受けにつきましては、国債の消化の状況にかんがみまして総額で二兆円減らさせていただきまして、資金運用部の引き受けは五十六年度の当初と同じく三兆五千億を引き受けることにいたしまして、財政投融資計画につきましては、二十兆二千八百八十八億円と対前年度四・一%の伸びにいたしましたわけでございます。ちなみに、五十六年度の財政投融資計画の伸びは七・二%でございますので、伸び率は大幅に低下しております。この四・一%の財政計画の伸び率というのは、昭和三十三年以降最も低い伸び率という状況になっておるわけでございます。

○鈴木(強)委員 結局、足りない分は政府保証債の増発によってつじつまを合わせるということになっておるのですけれども、この政府保証債の応募者利回りというのはどのくらいになるのか。郵便貯金の場合には何ぼですか、これは貯金局長の方から答えてもらいたい。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

金利はそのときどきの金融情勢によりまして変動するわけでございますが、現時点におきまして金利を申し上げますと、政府保証債は表面利率七・六%、発行価格九十八円七十五銭、応募者利回り七・八二二%。郵便貯金の方は、私から申し上げるのはいかがかと思いますが、三年以上のものにつきましては現在六・〇%というふうに私どもも承知いたしております。

○鴨政府委員 私どもの預託利率についての御質問かと思いますが、預託利率につきましては現在七・三%でございます。

○鈴木(強)委員 いずれにしても、この政府保証債の方が郵貯の利息よりもずっと高いわけですが、やはり郵便貯金がふえてそれが財政に回っていくという政策を基本的に推進することが大事だということがよくわかるわけですが、

あなたは計画を変更しなかつたと言っているのだが、実際には一兆円足りないものですから、五十六年度の場合も国債を売ってやっていたわけですから、計画変更しないというのではない、内容的にはしてはいるわけだ。足りなかつたからそういう措置をとったのだから。したがって、五十七年度におきましても一兆円ぐらゐ不足するだろうということになる、それがいまからどうなるかわかりませんが、もつとこれが引込んだということになると、これは財政計画の中にも影響が強く出てくるわけでしょう。ですから、やはり郵便貯金というものと民間銀行との融合をよほどうまくやって、そして郵便貯金もやはり国家財政の大きななめとして重要な責務を担っているわけですから、郵便貯金がより伸展しますような政策も積極的にやるべきではないか、こう思うのです。そういう意味において、私は理財局長の次長さんです。その点はわかってくれると思うのです、銀行局とか主計局になるとちよつと見方が違うと思うのですけれども。

そういうふうにして、預金者に魅力を持たせるような制度改革ということも運用上できるものはやっています、郵便貯金というものがより大きくなり、それが国家財政全体に寄与する、そういうことにはやはり大蔵省として積極的に協力すべきではないですか。そのことについてはどうですか、次長。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

大蔵省の中の局によっていろいろ立場も違います。私どもの立場は、先生が御質問のような立場にあろうかと思ひます。しかし、私どもとしては、国債の発行等いろいろな問題も抱えておりますし、民間と官業とが共存共栄という立場でいくのが基本的なことだろうと思ひますので、いろいろ不必要な大きな摩擦の生じないようにやっていくように努めていかなければならないと思ひております。

なお、ちよつとそれですが、私どもも、郵政省からお預かりいたします資金につきましては、貯金者の御意向をできるだけそんたくいたしまして、国債の引き受けであるとか、地方団体への貸し付けであるとか、財政機関への融資とか、あるいは個人への還元とか、郵政省が御要求なさった

ような使途にはできるだけ使いうように努力いたしております。

○鈴木(強)委員 いま非常に国民の期待にこたえた答えがありまして、五十八年度になりますね、せひひとつそういう方向でよろしく配慮していただきたい、心からお願ひしておきます。

それから、時間がありませんのであれですが、貯金局長、郵便貯金をして出してたり入れたりの十年間置くとき効になるわけですね。これは最近どのぐらゐの額になっているのか。それから、そういうことについては各個人個人に、住所のわかっているのは、おたくにはこれだけの預金があるが引き出しも預金もしていない、したがって時効になりますよというふうな通知を出していると思うのですけれども、何か一般へのPRといいますか、そういうふうなものについては具体的にどうなさっておるのでしょうか。時間がありませんからおおよそそのところで簡単にお願いします。

○鴨政府委員 御指摘のように、郵便貯金法の二十九条におきまして、十年間貯金の預入あるいは払い戻しがなくあるいはまた利子の記入、貯金の現在高の確認に係る請求その他のことがございせん場合には、十年間で貯金の処分をさせていただきますという旨の催告をいたしております。その催告をいたしましてから二カ月以内にお通帳あるいは貯金証書の御提出がいただけないときには、その貯金に関する預金者の権利が消滅するという規定になっておるわけでございますが、昭和五十一年度で十四億、五十二年で十五億というふうなことで、五十五年におきましては約二十四億円の権利消滅のお金が出ております。もちろん、私どもは、この法律にございましてよに、催告書の発送ということは法律上の規定としていたしておりますけれども、そのほかにこの法律の趣旨を広く利用者に周知をするということ、これまでも、新聞への掲載あるいはラジオによる放送、それから地方公共団体の御協力をいただまして広報紙への資料の提供、あるいはマス

コミ向けの郵政省の資料、印刷物といったものによりまして、できるだけ周知はいたしているつもりでございます。

○鈴木(強)委員 私、参議院におつた当時このことを質問したことがあるのですけれども、当時、新聞等のことを私が申したら、金がかかってできないというふうなお答えでしたが、その後新聞等の広告はやっているといいからいいことですが、ただ中央紙だけでは効果がないように私は思うのです。中央紙もやっていたけど同時に、やはりローカル紙の方がいいと思うのだ。私の山梨なんかでも、地元新聞は十五万ぐらい取っていますね。あと読売、朝日、毎日、それからサンケイ、そういったのは部数にするとやはりちょっと少ないわけですね。ですから、中央紙にやると同時に地方紙にもやたらどうか。私は、相当の金がかかるのじゃないかと思うのですけれども、その辺をひとつ工夫してもらいたいこと、もう一つは、NHKも財政困難のゆえをもって、官庁あたりがいままでだでやっていると知らせなんかも、今後金を取たらどうかというふうな意見もあるわけですよ。いまのところは好意的にNHKは番組を使っていますね。ですから、ああいう点もうまく利用させていただいて、そしてまだ郵便貯金をとらないで時効になる人があるからと、簡単なことで、余り長くはできないでしょうから、そういうような作文を考えてスポットぐらゐで入れてもらって全国に周知するようなことを考えるとか、頭のいい局長だから、ひとつ知恵を働かせて、ぜひその点はもう少し国民、預金者へのPRをして、金が国に入るのを、国庫としては、会計としてはいいかもしれないが、やはりうつかりしている人もおるわけですから、それを喚起するような有効な宣伝をもっと積極的にやってみてほしいと思つて、思いついたことを言ったのですけれども、これらのことを含めて検討してもらえますか。

○郵政府委員 先生の御指摘の点、私どもはこれまでも十分努めてきたつもりでございますけれども、

ども、なお貴重な御意見として承り、十分な検討をさせていただきたいと思つております。

それから、残念ながら権利消滅金が出てきていることは事実でございます。先ほど申し上げたとおりでございますが、かつて国会でも御議論がございまして、それを何とか国民への還元に使えないかというふうなことで、その出てまいりました消滅金を含めました国民への還元ということについては、私ども意を用いていっているつもりでございます。

○鈴木(強)委員 もうあと五分しかありませんので、資料を特に出していただくようお願いしたいのですが、それは、長い懸案でありました為替貯金のオンライン化の問題ですが、進捗状況と今後の扱い等について伺いをしたかったので、時間がありませんので、ひとつ為替貯金オンライン化の進捗状況はいまどういうふうになっているか、特に全国九つの計算センターと事務センターがございまして、これがどういうふうになっているか、そして最終完全完了の時期はどのくらいになるのか、そういう場合にキャッシュカードによって払い戻しができるようなことも当然おやりになると思うのですが、先般電電公社に起きましたようなあいつた犯罪事件がありますだけに、キャッシュカードの扱いについての配慮を十分やっていたかどうか、お役所的に、たとえば八時半から五時でお願いしたいというように、どこでなく、できるならば夜八時からいまでは引き出しができるような配慮をしてやれば喜ぶのではないかと、これは恐らく施設の面で、要員その他の措置もあると思ひますけれども、そういうところへ定員をふやすのはみんな喜ぶわけですから、要求して何とか、四時になったらお役所でだめですよというふうなことでないような、キャッシュカードを使つての出し入れができるようなことをひとつ考えてもらいたい。

それから、これから公共料金、電気、ガス、水道、電話、NHK受信料というふうな公共料金とか、その他各種の保険料、通信販売、割賦販売、

こういったものについても六月からおやりになるようですけれども、その取扱料金等がどうなっていくか、その点もひとつ後で出してもらいたいと思ひます。

それから二、三分ありますからちよつと……私の地元甲府地方貯金局があつたのですが、これが今度事務センターに変わるわけですね。これについて県議会でも、それは困る、従来の地方貯金局で置いてくれという決議もいたしました。全県下の各町村におきましてもそういう決議をして、郵政省にも具申をしておつたのですが、あそこは、いまどういう状態になつておるのですか。そして定員も五百四、五十名おつたと思うのですが、そういう定員は最終的にはどんなふうになるのか、扱いの業務等を含めて、そこだけ簡単にお知らせいただいて終わります。

○郵政府委員 先ほど先生の御指示のございました資料につきましては、後ほど提出をさせていただきますと思つております。

それから、オンライン化でございますが、昭和五十七年四月一日現在でオンラインによる業務を行つております地域は三十の都府県、局数におきまして一万二千二百局ほどになっております。これの中でいゆる従来の地方貯金局でございますが、地方貯金局のうち九つを計算センターというように、地方貯金局のうち九つを計算センターというように、御指摘の甲府の貯金局につきましてはそれを貯金事務センターという形に改組いたしております。定員につきましては五十四年度から五十六年度までに三十四人の減員をいたしているところでございますが、オンライン化に伴ひまして、甲府のセンターで所掌いたしておりました仕事が東京地方貯金局に移るといふ状況がございまして、この事務量の問題につきましては、東京地方貯金局と甲府貯金事務センターとの間で事務量の調整を図るということ、特に定員の問題につきましては円滑な過員の解消を図っていききたい、このように考えております。

○鈴木(強)委員 ありがとうございます。

○水野委員長 これにて鈴木強君の質疑は終了いたしました。

次に、竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 最初に、大臣に若干質問をさせていただきます。

まず、最初にお伺いしたいのは、五十九年一月一日から実施される予定のグリーンカード、少額貯蓄等利用カード、このグリーンカード制の実施見直し論というのが与党を初め一部のところから強まってきた。そして、今回、与党の政調会長が、グリーンカード制導入問題について再検討したい、特に再検討の方向として、制度実施を三年間延期、そのため所得税法改正を今国会中に議員立法で処理する、その間、利子配当所得の源泉分離課税制度は存続する、実施延期の期間中に、現行の直接税と間接税の比率、所得税の累進税率のあり方など税制全体を見直すの方針を打ち出したというふうな報道を聞いておりますけれども、このグリーンカード制度が実現されると、預金する利用者側、あるいはまたその受け手側で、その手続がめんどろになるのではないかと、そういうような意見もございまして、どういったシステムでやるか、また、国民一人一人の預金残高がわかつてしまつて、そういったものがあからさまになるという問題は問題だ、プライバシーに触れる、こういった意見もございまして、そこで、しかしこれも国会でこのグリーンカード制は五十九年一月一日から実施するということ、これは決定しておるものでございまして、このグリーンカード制度が実施されると、金融機関への預貯金というものが減つて、むしろ金だとかあるいはゼロクーパーン債、ダイヤなどの貴金属、あるいは株式、土地などへのこういふた過つた、国民経済に対していろいろ混乱があるのではないかと、そういった懸念から、いま私が申し上げましたような、与党としてもそういうふうな対策を立て、検討したというふうなことでございまして、その中で一番大事な郵便貯金を管轄しておる郵政大臣として、この問題に關してどういふお考えを

持つておるか、御説明いただきたいと思ひます。

○箕輪國務大臣 もともとグリーンカード制度というものが国会で議決されたゆえには、御承知のとおり、不公平税制という非常に評判の悪い利子配当分離課税、これを是正して総合課税に持つていこう、こういう考え方で国会の御承認を得たものであります。そういう趣旨に従つて、郵政省も郵便貯金についてそのグリーンカード制度に参入しようと考えたわけでありまして。

しかるに、最近このグリーンカード制度についてさまざまな意見が出てまいりました。先生おっしゃったとおりのような意見が出てきたわけでありまして。郵政省はその準備を進めておいたわけでありまして、再検討するその再検討の内容といふものが新聞に書かれており、そのものか、いまだ判明いたしていません。したがつて、郵政省はこのグリーンカード制度を五十九年実施のつもりでだんだんの準備を進めてまいつたわけでありまして、今後の問題についてはどうなつていくのかよくわかりません。特に、私は、これを実施するといふまた所得税法の改正された今日でございますので、そうした今後の問題については御答弁が非常にむづかしい、コメントを控えていただきたい、こう思うわけでありまして。

○竹内(勝)委員 大臣、余り時間がないから、では簡潔に聞いておきます。

この問題に関しては、与党の中で各大臣、一部でございますけれども、たとえばその中の、この制度を一番大事に決定をした渡辺蔵相等の考え、これは報道によれば、工夫をすれば円満解決するのではないかとというような考え方を持つておるやに伺つております。また、すでに署名活動なども全力を挙げて、衆議院で百九十二人、参議院では百二人、二百九十四人の署名を集めた、こういった報道もございまして、郵政大臣として、恐らくこういう署名なども来るかも知れませんが、あるいは来たかも知れませんが、もしそんなふうになつてきた場合はどういふお考えを持つていま

すか。署名しますか。

○箕輪國務大臣 お答えいたします。すでに署名を求めた呼びかけがございました。私は郵政省の大臣として、すでにグリーンカード制度に郵便貯金を参入するということを決定しております今日、せっかく御勧誘をございましてけれども、署名をお断りしたところでございまして。

○竹内(勝)委員 では、もう一点大臣にお伺いしておきます。それで結構ですから。

このたび、郵政省が六月から二十四都府県の郵便局で郵便貯金を利用した公共料金などの自動払い込みを始める、このように発表いたしました。この対象には、電気、ガス、電話などの公共料金ほもとより、税金や保険料、通信販売などの代金も含まれる、こういうようにございしますが、自動振替を郵便局が行うようになれば、これは従来行つてきた民間銀行への圧迫ではないかという、こういった意見もあるやに伺つておりますし、郵便局は庶民大衆に支えられてきた国民の大事な金融機関であるがゆえに、この制度が発足するに当たつていささかも国民の側にしわ寄せが行くようではならぬと思つておる。たとえば郵便貯金の利子はもとより引き下げるべきだといふような、そんな暴挙が絶対に行われてはならないと思ひますし、ぜひ国民の皆様方が本心に、こういう公共料金の自動払い込みによつてますます国民に親しまれる郵便局として発展していかなければならない、こう考えますので、大臣の御決意をお伺いしておきたいと思ひます。

○箕輪國務大臣 郵政省といはしましては、これまでも貯蓄、送金、決済等個人金融サービスに対する国民のニーズにこたへ、サービスの改善向上に努めてきたところでございまして。公共料金等の自動払い込みは国民の大多数がその早期実施を要望しているものでありまして、郵政省においても昭和四十八年以來進めていた為替貯金オンライン化の計画当初から実施を予定して準備を進めてきたものでございまして。オンライン化も相当程度普

及し、諸準備も整つたので、来る六月一日からこの取り扱いを開始したいと思つたものでございまして。公共料金等の自動払い込みをまあ公平に提供し、国民生活の向上を図ることは、国営事業として当然の使命であると考えております。多くの方々に利用していただけたらよい積極的に推進してまいりたい、このように考えておるわけでありまして。

先生御指摘のように、民間の方からいろいろな声が聞こえてくるわけでございますけれども、民間はすでに十年前から始めていますのであります。銀行等は十年前から始めております。しかも、これは非常に便利なるものであることは間違いないのであります。銀行は支店のある比較的大きい町、そこだけしかできないわけでありまして、こういう便利なことは、銀行がなくとも郵便局があるという、そういうまあ国民に普及させることが国民の福利につながることでありまして私は考えますので、今後も推進してまいりたい、こういう考えでございます。

○竹内(勝)委員 この郵便貯金法の一部を改正する法律案の中で、このたび預金者に対する貸付金に關して、いわゆるゆうゆうローンとして利用されてきた貸付金額の限度額を、一預金者ごとに百万円を超えてはならない、こういうことで、七十万円から百万円に改める理由と、それから現在までの利用状況、概略で結構でございます、御説明ください。

○鴨政府委員 ゆうゆうローンの貸付限度額を百万円に引き上げることいたしました理由でございますが、一つは、国民の利用者の皆様が引き上げを強く要望しておられる。調査をいたしましたところでも、現行の限度額を引き上げたいという希望される方が全体の半数にも達しているという状況がございまして。それから、返済という点を考えましても、サラリーマンの方々のボーナスの支給額というふうなものを考えますと、百万円にいたしましたとしても余り無理なく返済できる額ではないだろうか。同時に、こういう資金の必要な理由とい

たしまして、結婚とか教育とかといふふうなものがございまして、そういう利用目的から見まして、最近の状況からいいますと、百万円程度のものは必要ではないだろうか。かつまた、民間の同種のローンにおきましても限度額が百万円になつていふふうな点が、われわれの引き上げを考えている理由でございます。

なお、利用状況でございますが、五十五年度で見ますと、貸付件数で五十万件、金額にいたしまして七千六百億円でございますが、ごく最近の五十七年一期末の数字を見ますと、昨年の件数にほぼ近い約五百万件、金額も五十五年度中の数字に近い七千二百億円、こういうふうなことで、国民の皆様が大いに利用していただいているというふうに考えております。

○竹内(勝)委員 先ほどのグリーンカードに關して、郵政省の考え方というのか、どんな掌握をしておるか、若干聞いておきます。

先ほど大臣に關きましたように、グリーンカードの五十九年実施に關して、一部方面より見直すべきだ、こういう動きがある。郵政省としての考えはいま大臣から聞きましたので結構ですが、そういう見直そうという考え方の人たちの言ひ分として、私も先ほど申し上げたような掌握をしておりますけれども、郵政省としてはどういふ点に問題があると掌握しておるか、御説明ください。

○鴨政府委員 所得税法改正に際しまして郵政省がグリーンカード制度に参入いたしました考え方、先ほど大臣がお答えをいたしましたとおりでございます。

郵政省といはしまして、グリーンカード制度が実施されます場合には、郵便貯金を預入していただきますときにお客様に窓口におきましてグリーンカードを提示していただくということが必要になつてまいります。私どもはそういうお手数をおかけするといふことは大変心苦しいわけでございますが、グリーンカード制度が、現在の利子配当所得の分離課税から総合課税制度への移行という

それから、私どもが考えております対象になる料金でございますが、公共料金といしましては、電気、ガス、水道、電話の料金、NHKの受信料、それに地方公共団体の税金といったものも考えております。それからそのほかのもの、これはいずれも一定の利用件数とか一定の継続状態というふうな条件がございますけれども、保険料

それから給与振り込みの關係でございますが、給与預入と申しますものは、通常貯金に預入をしていただく一つの方法ということで、これも一定の契約をしていただいた上での扱いになりますけれども、郵便貯金におきましても昭和五十二年からお取り扱いはいたしているわけでございます。ただ、これは五十二年段階ではまだオンラインサービスという形になっておりませんでしたが、御利用の件数も少なかったわけでございますが、五十五年の三月からは、オンラインサービスといたしましては給与預入を取り扱いをするということにいたしております。

自動払い込みそのものと直接の関係はございませんけれども、通常貯金に給与預入がされますとこれは御承知のように、特別に現金を一々取り扱わないでも、御利用者の通常貯金の口座に給与が振り込まれる。同時に、この自動払い込みサービスと申しますものは、その通常貯金の口座の中から収納事業者とお客様との御契約によってお金を払い戻しし、それを先ほど申しましたもろもろの収納事業者の振替口座に郵政省の手で払い込みをさせていただく、これを自動的にやろうというサービスでございます、この二つの制度を御利用いただけますと、大変便利なサービスになるというようにはなるわけでございます。

それから、民間金融機関との関係でございます。けれども、先ほど申しましたように、これは民間金融機関は十年も前からやっております。私どもは十年前はまだ計画段階でございまして、先ほど申し上げましたように、五十八年度中に端末機を全国に配置をいたし、その上でいろいろな自動払い引き込みも含みますサービスと昭和六十年代までにオンラインに乗せようということを考えているわけでございますが、法律的にも郵政省限りで措置可能なものでございます。いたずらに民間金融機関に圧迫するというのではなくて、あくまでも国益を

窓口においてになつて私ども交付をする、こういうことになつてゐるのが現状でございます。

○竹内(勝)委員　高層住宅への配達が簡素化になるというか、そういう形になつたことによつて、いままでの配達に要した人件費その他の面でどういう効果が出てきておりますか、御説明ください。

○魚津政府委員　一言でなぜそういう受け箱の配達をするかと言いますと、効率化のためというふ

うに申し上げているわけでございます。

では、具体的にどの程度の効率化が期待できるのかという点につきまして、四百五十万世帯、その個別的な計数は私ども持っておりませんが、モデル的に算定をする、という意味は、それぞれのビルは規模といい、ビルの形態といい、それから郵便の利用度合いというのがまちまちでございまして、平均的にモデルとしてつかまえてみますと、要員的には二〇ないし三〇％の節減ができる、こういうふうに把握しておるところでございします。

○竹内(勝)委員　現在トラブルがある地域をいまだ御説明いただきましたが、そうすると、郵便局の

方で保管しておるといふのも、これまたこのまま

う対策で臨んでいくのですか。

○魚津政府委員　今後引き続き、大島四丁目団地の方々あるいは大島四丁目団地の所有者として

の公団に御理解を賜るべく、あらゆる手を使つて

円満に解決ができるように進めてまいりたい。ういうふうに思っております。

○竹内(勝)委員 広告つきはがきというのを昨年七月から郵政省が売り出ししましたね。一枚三十万円。普通ですと四十円ですから、相当多くのはがき等を利用する人たちには非常に人気を集めておる。その結果相当反響を呼んで、かえってスポンサーが足りないぐらい、スポンサーを探すのに甚だ苦労しておるといふような事態になっておるやに思っておりますけれども、状況を説明してくださいます。

り出しなす、初日で七〇%から八〇%売れてしまふというような実態でございます。これは五円安いということとは当然理由だと思ひますが、そのほかに、広告つきはがきという、従来想像していたものと違つてカラフルなデザインというのが非常に親しみやすく、かつ、かえつてきれいなはがきというようなことで人氣があると私も考えているわけでございますが、問題は、先生ただいま仰せのとおり、スポンサーが見つからなくて予定どおり発行できないというようなことが一つの問題でございます。

私ども本省としても、それから地方郵政局とし

ても、スポンサーを見つけて、そしてそういう評判のよい商品の継続をぜひともやりたいというところで精いっぱい努力しているわけでございますが、問題は、地方版ですと大体ことしいっぱいのスポンサーのめどがついているわけでございますが、全国版でございます。全国版というのは、原則的には約一千万枚を予定しているわけでございます。もちろん既往発行のものには七百万というものもございましたけれども、一千万を大体標準的なロットとして考えているわけでございますが、一千万ということになると、現在一枚につい

て九円ちようたいしているわけでございます。

九千万円の広告費というふうなことの関連でなかなかむずかしいというふうな事情がございます。しかしながら、ただいま申し上げたように、今後とも定着した発行ができるように、いろいろの工夫をこらし、積極的にアプローチをいたしまして、スポンサーを確保していきたい、こういうふうに思っている次第でございます。

○竹内(勝)委員　今後、年賀はがきに関してこの広告つきを検討するのかどうか。あるいは、検討するとすれば、値段の面も含めてどんなふうになるのか。それから、絵入り年賀はがき等が検

されておるようでございますが、どういふ形になるのか、値段も含めて御説明してください。

○魚津政府委員 年賀はがきには、年賀はがきを發行するといふことは、私も、計画としてはぜひともやりたいという気持ちで進めてはおりますが、先ほど御説明いたしましたように、一千万枚のスポンサーもなかなか容易でないといううな現状にかんがみても、年賀はがきの場合どうしても、私も理想的に申しますと、最低五千万枚、それからできれば一億枚のロットを希望するわけでございますが、そうなりますと、仮に一億といたしますと、現在の基準からいたしますと九億円になるわけでございます。そのような広告費を出してくる場所があるだろうかというところで、多少むずかしいなというふうに思っているのが率直な気持ちでございますが、なにか分割で出すようなことも考えてみるかと、とにかくヒット商品という広告つきはがきは、年賀はがきにもぜひやりたいという気持ちでいることをここで申し上げておきます。

それから、絵入りはがきの点でございますが、私も郵政審議会にも諮問をいたしまして答申をいただいております。手続的には完了しているものでございますが、ことしの暮れに発行する年賀はがきのうち二億四千万枚、三種類、一種類について八千万枚というところでございますが、そこに絵とあるいは賀詞を印刷したものを発行したい。それは経費を取つていいと、これまた郵便法改正の際にその根拠をお認め願つたわけでございますが、その経費として二円、それからもう一つはがきに寄附金をつけさせていただくというところで、寄附金の額を三円というところで、四十円に二円と三円を加えて四十五円の額で絵入りの年賀はがきを発行したい。私もねらっておりますのは、そういう需要があるというところ、それから寄附金つきのはがきの販売促進にも役立つだろう。それから一つは、従来から当委員会でも御議論をいただいたことがございましたけれども、とにかく一般の文房具屋さんとかあるいはデパート等で、絵入りあるいは賀詞入りの印刷したものが七十円から百円程度の額で売られていっているのか、これについて何らかの対応ができないのかという御議論もいただいたことを念頭に置きまして、そのような計画を進めさせていただきます。こういうことになりました。

○水野委員 終わります。

○水野委員 終わります。

午後二時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後二時十九分開議

○水野委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。西村三三君。

○西村委員 郵便貯金の具体的なお尋ねを申し上げる前に、私は一つこの問題を取り上げてみたいと思うのです。

それは台湾人の旧日本軍人軍属にかかわる軍事郵便貯金の支払い問題についてでございます。特に大臣に冒頭にお尋ねをしたいと思います。第二次世界大戦中に日本のために日本兵として戦争に駆り出された台湾人元日本兵あるいはその遺族十三人が、日本政府を相手取りまして六千五百万円の国家補償を求めていた訴訟に對しまして、去年二月二十六日東京地裁で、日本人でないということを理由にいたしまして、この請求棄却の判決が下されました。

私は、司法の判断につきましてはとやかく言うつもりはございませんが、過去の長い歴史を顧みますと、かつて台湾は日本の占領下、支配下にありました。日本のために強制的にその中で徴兵をされまして戦場に駆り出された現地の台湾人は、その数がおよそ二十一万とされている。そして三万余りが戦死をいたしました。現在靖国神社にはこれら三万人の台湾人元日本兵士も合祀をされておるのではありません。ところが、これらの人々に對しまして日本政府は、遺族に對してはまだ一銭の補償すらしておらない。戦死者、負傷者に對しましても、戦後三十七年間、いまだにただの一回も顧みることなく打ち捨てたままでこれを放置してきた。この日本政府の態度に對しまして、やむを得ず法廷闘争に持ち込んだのであります。先ほど申し上げましたように、日本人でない、こういう理由だけで却下をされたわけであります。

この問題は、国会におきましても、これら台湾人元日本兵の立場を理解するいわゆる超党派の議員懇談会がすでに結成されておりました。議員立法によつて戦死者あるいは負傷者に対する救済措置を講ずるために現在努力が行われておるわけでありまして、

大臣は、政府を代表する閣僚の一人でございます。また政治家個人としても、当然この問題は十分に御承知だと思ふのであります。どのように考へておられますか。また大臣の率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。

○箕輪國務大臣 台湾住民の方々が持つておられる軍事郵便貯金につきましては、その債務を履行すべき立場にあるものと理解しております。しかし、これの支払い問題につきましては、他の財産請求権との関連がありまして、関係各省庁で意見の調整を図つておるところでございます。まだ解決に至つておりませんため、その支払いを保留していただきたいと思います。

○西村委員 私はまだ何もそこまで申し上げておらないわけでございまして、前段のお尋ねをいたしておるわけでございまして、

御承知のように、戦争中、台湾は完全な日本の領土下に組み入れられまして、いわゆる現地語も使用禁止、そして日本語の使用が強制されました。台湾人固有の名前も使わせないうちに日本風に全部改められたわけであります。志願制度やら徴兵制も施行されておりましたし、完全な日本人として戦争に参加をさせられたわけでありまして、その結果、日本のために死に日本のために傷ついた人々、これらの人々に對しまして、こんな冷たい態度で済むはずはないわけでございます。人道的に申し上げましても、あるいは道義的に言つても、救済をしなければならぬと思つております。

現在、不幸にして台湾とは国交がございませぬ。韓国のようにいわゆる日韓国交回復時に経済補償という形でその補てんもされておらないのであります。したがって、政府間同士の解決は困難であることは私も承知をいたしておるわけでありまして、すでに東京地裁の判決によつて、いわゆる司法による救済措置というものは閉ざされた。今日残されるのは、いわゆる国会での解決しかないわけでございまして、

この補償問題は、単に戦死者あるいは負傷者に対する補償問題以外に、台湾の元日本軍人軍属の給与の未払い問題がございまして、あるいは元文官の方々の恩給問題がございまして、さらに、たゞいま大臣から答弁がございまして、郵政省関係では台湾の軍事郵便貯金の支払いに関する問題が残つておるのではありません。これは貯金をさせたままでは支払いに放置をされてきたものであります。郵政省はもうすでに御承知のようでございますが、この軍事郵便貯金は、いわば強制的に天引きをされて貯金をさせられたものでございます。しかも一方的に預け入れさせたものです。しかも支払いに放置したまま。

そこで、お尋ねするのでありますけれども、その実態はどの程度把握しておられるのか、まず答えていただきたいと思います。

○郵政政府委員 現在私も把握をいたしております。まいにち台湾住民の方々の持つておられます軍事郵便貯金の現在高でございますが、五十六年三月末で申し上げますと、口座数にいたしまして約六万口座。現在高、実はこの現在高と申しますのは、昭和二十一年三月末現在では五千四百万円でございます。これにそのときどきの利子を付したものが、五十六年三月末では一億八千六百万円

○西村委員　そうすると、その貯金の原簿簿は残
つておる、かように理解をしてよろしゅうござい
ますね。

○鴨政府委員 具体的には、原簿は熊本地方貯金局にあります。

○西村委員　これは先ほど私がちよつと調べたのですけれども、若干数字が違つておるのか、あるのかといは私の誤解なのかわかりませんが、昭和五十年の二月の二十八日に行われました国会での委員会でのやりとりの中で、その当時の軍事郵便貯金は七十四万口座、金額にして十三億六千九十万円、普通口座が二百四十二万口座で七千七百七十万円、こういう数字が示されておるわけですが、この辺のところはどうなんでしょうか。

○鴨政府委員　昭和五十四年当時の議事録にござ
います七十四万口座は、当時ございました口座数
の全部でございしますが、その中で台湾の方のもの
ということで調べましたが、先ほどお答え申し上げ
ました六万口座、こういう意味でございま
す。

○西村委員 わかりました。

常識的に考えまして、こうして預かったあるいは強制的に貯金をさせたものにつきましては、支払い義務というものは当然にあると私は思うのであります。

そこで、支払い義務があるのかないのか、郵政省の見解はどうですか。

○**鴨政府委員** 郵政省といたしましては、郵便貯金という形におきまして郵政省において債務を負つ

ているものというふうに理解をいたしております。

○西村委員　ところで、いまから三十七、八年も前、あるいは四十年近い前のことです。それから、非常に金類的には低いものでございます。三十七、八年から四十年経過をいたしました今日から見ますと、貨幣価値は非常に変動いたしておるわけでございます。こういう貨幣価値の変動というものを配慮をしてどのような措置をとることができなか、この点についてはいかがでしょうか。

○鴨政府委員　その点の問題につきましては、日台間の請求権全般の問題ということに相なるわけでございますして、郵政省の郵便貯金という立場から申し上げますと、先ほど申し上げましたように、昭和二十一年当時五千四百万円でありましたものにそのときどきの利子を付加いたしまして、總計で現在高が一億八千六百万円ほど、つまり一口座当たりで三千百円ほどに相なっております。

それから、なお、そのことにつきましては現在関係省の間でいろいろ、先ほど大臣がお答えいたしたしましたように意見の調整をいたしているところでございます。

在なご協議を続けておりますけれども、さらに協議を促進し、先生の御趣旨等を拝しながら、速やかに解決できる方向に向かって努力をいたしたいと考えております。

○西村委員 次に、郵便貯金に関するお尋ねを申し上げますが、本貯金法の一部改正の中身はゆうゆうローンでございます。昭和四十八年の発足以来、ゆうゆうローンの制度はそれなりに定着をしてきたと思うのでありますが、現在の利用状況がどうなっているのか、貸付件数なりあるいは貸付残高、一件の平均金額、まずこれを教えてください。

○西村委員　すでに長い昔の話でございますから、預金者の方も、預金通帳だとかあるいは証書的なものはほとんど紛失をされているだろう、こう思うわけでございます。そこで、政府としてやっても、やはりこれは預金者に対するサービスの一環としてその辺の区分けも最大限にやってもらえぬ

○鴨政府委員 五十七年の一月末の数字で申し上げますと、貸し付けの件数が四百九十七万件、金額が七千二百十億円でございます。なお、これは返還等がございますので、現に貸し付け中の金額といたしましては、一月末三千二百十九億円でございませう。

だろうか、かように思うのですが、どうでしょう
か。

○西村委員 一件の平均金額はどれくらいですか。

○鴨政府委員　先ほど申し上げました関係各省と申しますのは、具体的には内閣の官房、総理府の恩給局、法務省の訟務局、大蔵省の主計局、理財局等、それから厚生省、外務省といった関係各省でございます。先ほど申し上げました他の財産請求権との関連全般について目下調整中である、こういうことでございます。

○鴨政府委員 失礼いたしました。一件の平均は約十三万円でございます。

○西村委員 今日まで七十万円ということでこの制度が運用されてきたわけですが、利用者の平均利用金額を各段階別に教えてください。

○鴨政府委員 少し細かくなりますが、十万円単位で刻みますと、十万円未満の方々の割合が四三

○西村委員 この問題はこのままで放置をするわけにはいかない。いわゆる国会でしか解決ができて

%、十万円から二十万円までの方が一九・二%、二十万円から三十万円までの方が一〇・二%、三

ないということで、超党派的な議員懇談会もこの国会中に何とかこれを実らせたいということとで努力をするわけでございます。大臣といたしまして、人道的なあるいは道義的な立場に立つてひとつ前向きにぜひ検討していただきたい、かようにお願いもしたいわけであります。大臣の重ねての御見解を承っておきたいと思います。

十万円から四十万円までの方が五・七％、四十万円以上五十万円までの方が五・三％、五十万円以上六十万円までの方が五・二％、六十万円以上の方が三・一％、七十万円、つまり現在の限度額ぎりぎりの方が八・三％と相なっております。

○西村委員　いまの御答弁の中で、三十万円以下の利用率というものが全体の約七二・四％を占めます。

○箕輪國務大臣 郵政省としては、先ほど来お答えいたしましたように、この債務は履行すべきものと考えております。したがって、関係省庁と理

ておる、最高限度額の七十万円の利用率が八・二%だということでしたが、今回の限度額引き上げの必要性はそうした数字の中にもあらわ

○鴨政府委員 私どもが今回引き上げを考えました、またそのことで法案の審議をお願いをしております理由は、国民の方々からの引き上げの要望

が非常に強いということが第一点でございます。
それから、結婚とか教育とか、いわゆるゆうゆう

現在の社会経済情勢から見て百万円ぐらいは必要なんではないだろうかという点が第二点でございます。それから、このゆうゆうローンと申しますものは、そういった資金を一時的にお貸しをするという趣旨のものでございますので、当然その返済のこととも考えなければいけないわけでございます。まして、返済という点から考えました場合には、現在一年以内にお返しをいただくということになってお

りますか、平均的なサラリーマンのボーナスの支給というふうなものを考えました場合に、百万円田というのはそう無理なく返済できる範囲内ではなにかろうかなというふうに考えているのが、第三点でございます。それから、第四点といたしましては、民間で同じようなローンをやっておられます

その限度額がやはり百万円

が理由でございまして、先ほどお答え申し上げました七十万ぎりぎりの方が八・三%、約一割近くあるというふうなことは、当然六十万円から十万円の方も数%いらつしやるわけでございます。

ので、この種の改正の場合に限度額を引き上げますれば、当然、潜在化しておりますした御要望も満

たし得るといふうに考へてゐるわけでございます。

○西村委員　私も、限度額の引き上げについては反対ではございませんで、むしろ歓迎をいたしておるのであります。

四十八年の制度創設以来、今回も含めまして五回この限度額の引き上げがなされておりました、いわば十年で約十倍、当初の十万円から今日の百万円に至る十倍になっております。その間、返済方法のことであります、返済方法につきましては、五十五年の四月に従来の六カ月が一年に延び

一回の返済方法が二回に延びた。ただ一度だけ、この返済方法については改定がなされているわけでありませんが、限度額を百万円にまで引き上げたならば、返済期間も一年に据え置かず、もう少し期間の延長をすればいいと思うのであります。この点についてはいかがですか。

○鴨政府委員 御質問の返済期間でございますが、御指摘のように五十五年の四月にそれまでの六ヵ月から一年に延長いたして、そのような形で改善をしたわけでございますが、今回の貸付限度額百万円、このように引き上げましたも、先ほどお答えいたしましたようにボーナスなどの支給状況といったものを考慮に入れますと、この一年間で返済が可能であるというふうに私どもは考えているところでございます。

○西村委員 郵政省の資料によりますと、東京都内における五十六年の夏冬ボーナスの支給額合計が百一十万円という資料を提示されておられるのであります。それはそれなりに理解はできますが、一般サラリーマンは住宅ローンあるいは教育ローン、その他のローン等の返済を何らかの形で持っている人が非常に多いわけでありまして、住宅ローンにいたしましても、最近の総理府の統計によりますと、借りている人がサラリーマン全体の三〇・九％、その返済金額は年収の一〇％以上もそれに充てておる、平均約六十万円も充てておる、こういう数字が出ておるわけでありまして、

また、予測のできない、不測の出費等も当然考えられるわけでありまして、この最高額の百万円を借りた場合に一年以内の返済は相当に厳しくなるのではないかと、こう言わざるを得ないのであります。期間の延長なり返済回数をふやすという点につきましては、現在のところ全く考えておられないこととござりますか。

○鴨政府委員 貸付限度額が高額になりますと返済がむずかしくなってくるという点は確かにござりますけれども、もうゆるいローンの貸付限度額と申しますものは、社会経済情勢の推移を見ながら、これまでも引き上げてきておりまして、そのとき

どきの経済情勢から見まして、この返済も何とか可能な状況ではなかったかなという段階では考えているわけでござりますが、なお先生の御指摘の点につきましては、われわれも十分留意しながら、利用状況なり利用者の方々の御要望なりを十分に勘案しながら、利用者の方々の利便にかなうような対応はしてまいりたいと考えております。

○西村委員 同じ貸付限度額を持つて民間の金融機関は、返済期間というのは無期限なんですね。期限を切つておられない。また今回、オンライン化が普及をいたしてまいりまして、すでに一部では総合通帳を利用している場合もありますが、この総合通帳を利用いたしますと、結果的には分割返済の回数が増えることになるわけでありまして、したがって、総合通帳以外のものについては年二回の分割返済の方法しかないというところになりまして、ここにも若干不公平が存在いたします。総合通帳以外の利用者につきまして分割返済の回数をふやすべきだ、先ほど申し上げた民間は無期限という点から考えましても、この際、返済回数はふやすべきだと私は思いますが、再度お答えをいただきたいと思ひます。

○鴨政府委員 先生御指摘の点は、私どもも十分留意をしながら、将来の問題として検討させていただきます。たださういふことと、

○西村委員 総合通帳で担保となるいわゆる定額郵便貯金、この貸付制度につきましては五件まで記載をして、その枠の中で貸し付けをすることができ、こういうことになっております。しかし、現在手持ちの定額郵便貯金証書を総合通帳にそのまま移行することはできないで、一たん解約して新たに預入するものしか担保として記載ができません、こういうことになっておるのです。この定額郵便貯金は五件まで、この五件までと定め

た理由は一体何なのか、あるいはなぜ一回解約しなければ預入ができないのか。預金者の利益の立場から言いますと、この定額郵便貯金はそのまま移しかえができるような方法にすべきだと思うのです。いかがですか。

○鴨政府委員 自動貸し付けのサービスでございますが、窓口の払い戻しあるいはキャッシュカードによる払い戻しの際に通常貯金の残高が不足いたします場合に、定額貯金をしていただいておりますと、それを担保にして自動的に預金者貸し付けを行う、そしてそれをまた払い戻ししていただくようにする、こういうことでござります。

こういうことで、われわれ、担保定額郵便貯金を組み合わせた総合通帳というサービスをいたしておるわけでござりますが、通常貯金の残高が不足をする場合に貸し付けの担保として利用していただくということが一つの大きな目的になってまいります。したがって、その意味で、先ほど五口というふうに御指摘ございましたのは、それとおりでございます。いま申し上げました趣旨からいいますと、数多く預入をしていただく必要はないのではないだろうかというところがございます。

それからまた、預入できる口数を多くいたしました、これは実は私どもの方都合というところで申しわけございせんけれども、システム上プログラムが非常に複雑になる、また、それだけのコンピュータ上のエリアと申しますものをすべて預金者について常に確保しておくというふうなことが、システム効率上問題が出てまいります。これは私どもの都合と申し上げましたが、ひいては預金者の方々の大きな意味では負担ということにもなりかねないという意味におきまして、このような制限をさせていただいておるわけでござります。

また、先ほど御指摘の、すでに預入された定額貯金の切りかえという点でございますが、これも、預入されております原簿を総合通帳用の原簿に変更するということが、現在の郵便貯金のオンラインシステムが非常に複雑になってしまいう制約がございまして、私どもも御指摘の点はいろいろ検討いたしたわけでござりますが、民間の総合口座でも、担保とするための定期預金は新規

預入を原則にしているというふうに聞いておりますが、恐らくは同じような理由ではなからうかと考えておりますが、そういうことから、新規預入に限って取り扱ひをさせていただいておるというところでござります。

○西村委員 せっかくこのオンライン化計画に伴いまして、通常貯金あるいは定額貯金さらには預金者貸し付けというものを組み合わせて一冊の総合通帳を活用するわけであります。ただいまの御答弁を聞いておりますと、どうも事務的処理が非常にむずかしい、こういうことのようにござります。これはもちろんコンピュータの技術の高度化という問題との関連でもあると思いますが、せっかくこういう定額貯金で通常貯金の不足分はそれで流用できるというシステムをおとりにしたのですから、一たん解約せずともそのまま移しかえができるように、鋭意これも御努力をいただきたいと思ひます。

それから、このゆるいゆるいローンの貸付利率でございますが、手数料という形で郵貯利率に〇・二五％を加えたものというところになっておるのであります。この制度創設当時の当委員会における附帯決議の中で、「貸付期間については、同種の金融機関の実態を参酌して、これを延長する」とともに、貸付利率については、これを延長するのと同時に、なるべく低位に設定すること。」「こういう附帯決議がついております。オンライン化に伴いまして即時処理ができる、手数料が余りかららない、こういう考え方をとりますと、貸付利率の〇・二五％、これも果たして適正かどうかということが問題になってくると思ひます。この点について郵政省の考えを聞かせてください。

○鴨政府委員 お答えいたします。貸付利率の決定に当たりましては、預金者の利益擁護という立場を考へまして、預金者担保貸付というところで利率をできるだけ低く定めるように配慮するというものは当然われわれも考えなければいけないこととござりますが、同時に、事業の経営という立場からは、事務処理に要します最低

の費用はいただかないといけないということでございまして、その費用をいたしまして、現在〇・二五%を担保としていただく、貯金の利率に上乗せをしているというのが現状でございます。オンラインの関係で若干効率化されるという面もございますが、オンラインがすでに完成してこのような仕事をしております銀行などのケースを見ましても、同じように〇・二五%、それから物によりましては〇・七五%、これは期間の短い三カ月定期の場合のようでございますけれども、そういうふうな上乗せをしているのが実態になっているというふうに承知をいたしております。

○西村委員 このオンライン化の実施ということが現在進められておられるわけですが、五十八年度までに一応完成をさせて、六十年には取り扱える業務が全国的に約二万二千の郵便局でできる予定だと言われております。

現在、オンラインシステムの進捗状況といいますが、この六月一日からは公共料金の自動振り込み等も予定をされておられるようですが、どこまで進んでおりますか。

○鴨政府委員 為替貯金業務のオンライン化でございますが、五十八年八月に神奈川県下の一部の郵便局から開始をいたしております。その後順次対象地域の拡大を図ってまいりまして、この四月一日現在で申し上げますと、オンラインによって業務取り扱いを行っている地域は三十の都府県に及んでおります。局数にいたしまして一万二千二百局、これは全国の予定いたしております郵便局の数から言いますと約六五%、それからサービスが可能になるであろうと予想されます人口で申しまして、大体七五%近くの方々にサービスが可能であろうか。御指摘の自動払い込みサービスにつきましては、この三十都府県の中の二十四都府県をまず六月一日からサービスをさせていただきますというふうに考えております。

○西村委員 このオンライン化の全国網の完成というものは、利用者は申すに及ばず、国民的な見地からも望まれているのでありますが、このオ

ンラインの実施による現行取り扱い業務のサービスの向上、これはもちろんでありますけれども、今後予想される新しい種類のサービスというものとはどんなものが考えられますか。

○鴨政府委員 これまでオンライン化に伴いましてサービスを改善してまいりましたのは、通常貯金、定期貯金、定期貯金、あるいは先ほどお話がございました預金者貸し付け、ゆうゆうローン、こういったものを一番最初にオンラインに乗せました。もちろん、これは先ほど申し上げましたような端末機の普及した地域、つまりオンラインによるコンピュータの利用が可能になった地域からということでございますけれども、これが一番最初でございます。それから、その後順次年金、恩給の振替預入というサービスをオンラインに乗せました。それからオンラインによりましてキャッシュデイスペンサー、CDと申しておりますが、いわゆる機械によりまして払い戻しのサービス、それから給与預入のオンライン化、それから先ほどのCDと関連いたしますが、預入もできますATMというサービス、それからお話しに出ております総合通帳のサービス、これが昨年の六月でございます。それから郵便為替のサービス、これが昨年の十月、そしてこの六月からは自動払い込みと申しておりますけれども、郵便振替のサービスもこのオンラインに乗せていこう。これから先につきましては、実は当初オンラインサービスの計画をいたしました段階で考えておりましたサービスの主なもの、この六月の自動払い込みでいけば総仕上げという一応の感じになるわけでございますが、当面はまずハード面でのオンライン化を五十八年度中に完成させることを目標に努力をしております。これはスケジュールどおりおかげさまで進んでおられるわけでございますが、そこに乗りますサービスにつきましては、地域が拡大していくにつれてサービスは拡大してまいりまして、これは六十年中に全国的に同じようなサービスが提供できるようにしようというふうに考えております。

○西村委員 総合通帳はすでに発行されておるようでありまして。私の聞いておるところでは、約十三万冊、東京、関東管内オンライン化がすでに完了しているところで総合通帳が発行されると聞いているのでありますが、通常貯金通帳の総合通帳への切りかえはどのような形でPRをしているのか。利用者に対して、あるいは国民全般に対して、一体どのような方法でこれを周知せしめているのか。また、局での窓口の応待はどういうことでやっているのか。六月一日からいわれる自動振り込み等が実施されると聞いたのでありますけれども、この総合通帳によるサービスのPRがどうも不足しているように思われる、まだまだ徹底をしておられぬ、こう思うのでございます。いかがでしょうか。

○鴨政府委員 総合通帳のサービスは現に実施をしておりますところでございますけれども、先ほどお話し申し上げました公共料金等の自動払い込みを利用される場合には、特に総合通帳というものが大きな有効な手段になってまいります。

具体的に申し上げますと、通常貯金の残高が不足をしても、料金の引き落としが可能だというふうなことでございますので、私どもも総合通帳へ切りかえるようにお客様に一生懸命お勧めはしているわけでございます。具体的な方法といたしまして、郵便局でチラシやパンフレットをお配りする、それから窓口の職員あるいは外務の職員等がお客様に切りかえのお勧めをしているということでございます。

ただ、いま申し上げました手段以外のマス媒体を使いましたPRにつきましては、先ほど申し上げましたようなオンライン化というものがまだ進行途上でもある、つまりまだ全国的になっていないというふうなこともございますので、それからマス媒体を使うPRは差し控えているという状態でございます。ただ、逐次オンライン化が進んできておりました、かなりなスケジュールとおりに進展をいたしておりますので、今後につきましては、いままです以上利用のためのPRをさせていただきます。

ていただくというふうに考えております。

○西村委員 総合通帳の利用範囲というのは非常に広範囲になってまいります。そういう関係から、ぜひひとつ、サービスといいますが、PRにつきましては十二分にやっていたきたいということをお願いいたしておきます。

それから、先ほど御答弁のありましたいわゆる自動預払い機というのですか、CD、ATM、これの設置は現在まだまだ少ないようでありまして、全国で六百十五台と聞いております。利用状況がどんなものかわかりませんが、この数は、五十五年二月にCDが導入された、あるいは五十六年三月からATMが設置されたという年数からいたしますと、無理からぬ話だと思っておりますけれども、問題は、その営業時間といいますが、その問題があらうかと思っております。

郵政のCDあるいはATMというのはほとんど普通局の中に取つけられておられるようでございますが、この利用時間といいますが、営業時間は、平日におきましては郵便局は朝九時から五時まで、土曜日におきましては九時から十二時半までというふうになっております。ところが、一方、民間金融機関が置いております自動支払い機あるいは預入機、これは平日で朝九時から六時まで、一部の銀行では七時までこれを取り扱っております。土曜日におきましては朝九時から午後二時まで取り扱っております、こういうことが示されておるのであります。今後、もちろん設置個所の拡大はやらなければならぬが、利用時間等につきましても十分な配慮が必要ではないか、もっと延ばすべきではないか、こう思うのでありますが、いかがですか。

○鴨政府委員 自動預払い機等の取扱時間につきましては、いま先生から御指摘があったところでございますけれども、確かに、国民の利便という点から見ますと、取扱時間が長いということは当然望ましいことだと考えております。ただ、取扱時間を延長いたしますと、郵便局それからコンビニエーターのございいます計算センターといったところ

るの要員の見直しといったことも必要になろうか、これが相当なコスト増になる要因として考えられるわけでございます。

そういうことで、事業運営という面から申しますと、サービス面とコスト面とのバランスを考えていかなければいけないわけでございまして、民間金融機関との間に若干の違いはあるにいたしましても、私どもの場合、普通局、集配特定局で申しますと、平日で午前九時から午後六時、これが一般銀行の場合、平日八時四十五分から夕方は同じ六時、土曜日が、郵便局の普通局、集配特定局で九時から午後二時、これは一般銀行の場合と全く同じでございます。集配特定局と普通郵便局の分室につきましては若干これがまた短くなっておりますが、いまの状況ではそう大きな差はないのではないかと、私が私どもの考え方でございまして、ただ、サービスの向上というところは私ども常に留意をしなければいけない事柄でございますので、その辺もいろいろ今後の状況を考えながら検討をさせていただきたいと考えております。

○西村委員 時間が参りましたので、最後にお尋ねをいたしますが、六月一日からのいわゆる公共料金その他の自動振り込みサービス、これが二十四都府県で実施されるわけでありまして、この五大公共料金の自動振り込みの料金につきまして聞きたいと思ひます。

今回、六月一日から実施される取扱料金は、電話あるいはNHK、電気、ガス、水道、これらにつきましては十円、それ以外は二十五円と決められております。しかし、ここで考えなければならぬことは、民間金融機関の取扱手数料というものは、現在、電話については無料、NHK、電気あるいはガス、これにつきましては五円、地方公共団体から委託をされる水道につきましては三円、言うならば郵政の手数料の半額であります。事業者サイドから考えまして、民間金融機関の二倍の手数料を取られる郵政の自動振り込みというものはむしろ敬遠されるのではないかと私は心配をいたすのであります。どうして民間の

手数料に比べて料金が二倍の金額になったのか、あるいはこれは今後下げられないのか、コストがどれくらいかかるのか、検討し直すべきだと思いますが、いかがです。

○郵政委員 自動払い込み料金でございますが、公共料金と申しますのは、電話、NHK、ガス、水道、電力、こういったものでございまして、それらが十円、そのほかのものは二十五円というふうないま予定をいたしております。

公共料金については民間よりも高いという御指摘は、私どもの把握をしております。民間の料金との比較でもそういう実態はございます。ただ、経営をやっております関係からいいますと、当然この自動払い込みの取り扱いに係る費用というものは私どももいたさなければいけない。ただ、その中で公共料金とその他の料金について差をつけましたのは、全体で収支を、収支と申しますのは自動払い込みの取扱費用という意味での収支でございますが、その収支を相償するということを前提に私どもも考えまして、その中で公共料金につきましては、無料という見地から可能な限りの配慮をしまして、無料というわけにもまいりません、したがって最大限の配慮をいたしまして十円ということにいたしました。その他の料金は二十五円ということにした次第でございます。

○西村委員 民間金融機関の約二倍の手数料というのはいさなり納得ができませんところでございます。コストが全体でその他のことも含めて考えているとおっしゃいますけれども、現実に民間金融機関の二倍になるわけでございます。私は、官業と民業とのバランス、いろいろな問題がありましようけれども、いい意味での競争は当然やるべきだということに考えております。したがって、今後この問題につきましましてさらに料金を引き下げられるような努力をぜひしていただきたい、強く要望いたします。

○水野委員長 これにて西村三君の質疑は終了いたしました。

次に、村上弘君。

○村上(弘)委員 最初に、新しいサービスと預金者の保護についてお聞きしたいと思います。

○郵政委員 オンラインによりましてキャッシュカードのサービスは、五十五年の二月から開始をいたしております。この五十七年一月末現在でのキャッシュカードの発行枚数は、全国で約三十一万枚、このようになっております。

○村上(弘)委員 今後、限度額の引き上げやオンライン化の進行に伴って、キャッシュカードの発行も、また払い出しの金額もふえると思ひますし、それだけに犯罪の可能性も、好ましいことではないがふえる危険性があるわけです。すでに大和銀行や近畿相互銀行、または札幌電電公社職員によるキャッシュカード偽造事件など、警察庁認知のキャッシュカード犯罪認知件数は、昭和五十八年八件から、五十六年には二百八十八件、三十六倍に急増しておりますが、こういう状況にかんがみて、郵政省は預金者保護のために、この種コンピュータ犯罪を未然に防止するためどんな心構えで臨んでおるか、どんな措置をとっておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○郵政委員 私どもお客様に御利用いただくという立場から、犯罪というものに對しましては当然最大限の注意を払っているところでございまして、けれども、オンライン化というふうなことで先生御指摘のようなことが起こらないように、いままで以上に細心の注意をしていきたいと考えておりますが、一般的な防犯の対応も含めまして、オンライン化という事態にも対応する意味での防犯対策

策をいたしましては、まず、窓口におきまして正当権利者の確認ということを行なうというところが一つございます。それから、預金者の方から通帳の盗難があったというふうな届け出をいただきました場合には、このオンライン化された地域ではオンラインで払い渡しを警戒する、こういうふうなことが預金者保護のための措置ということに講じられていくところでございます。

それから、窓口以外の一般的な事務処理に当たりましては、コンピュータあるいは関連の機器等を含みます機器類の使用の管理、それから各種の帳票類の管理、これもオンライン関係、それからオンライン関係以外のものもございまして、けれども、いずれにいたしましても各種帳票類の管理というところ。それから、これはコンピュータ独自のものでもございまして、プログラムの管理といったことを厳重に行っていくということ。それから、業務の取り扱い上の問題といたしまして、書類事務と現金事務の分離といった形で職員相互の牽制措置といったことも配慮をしている次第でございます。

もちろん、犯罪と申しますものはすきをねらって行われるということでございます。特に部内の犯罪、これは私どもが特に心して防がなければいけないものでございまして、各種会議等を含めまして機会あるごとに職員に対する防犯意識の高揚等を図って、犯罪の未然防止に努めているところでございます。

○村上(弘)委員 いろいろ言われましたが、実際には大変ずさんな扱いがされておるので実は驚いておるのですが、全通大阪貯金局支部発行のピラが二月一日付とあります。これはちよつと委員長と大臣、それからそちらの方にも参考までにお渡しします。

この一月二十二日付のピラ、これは「郵便貯金の信用おとす当局の態度」という大見出しのピラですが、こういうことを書いていますので、第三貯金課では、暗証番号をコピーし、回収の有無も監

査をしていないという、ルーズな取扱いがおこなわれている。全通は、事故防止対策上から考えでも、このような扱いを改善するよう要求されていますが、当局側は、犯罪を起す気があれば、どのようなにしてもやれると主張し、改善しようとはしません。こうなっているのです。暗証番号を記入したキャッシュカード利用申込書の複写をとって作業をするなどということは、大変驚くべきことだと思ふのです。

ことし二月、札幌の電電公社の職員がキャッシュカードの偽造をやった犯罪がありますが、これは報道などを見ますと、口座番号や暗証番号をキヤッチするために四苦八苦しているのです。銀行窓口の端末機のところへ故障の修理を装って行って、そしてキャッシュカードの信号音をテープにとり、それをまた周波数の解説をして、その解説に基づいて偽造カードを作成する、こういうことをやっているわけです。つまり暗証番号をつかむということは、キャッシュカードにとつてはもう一番のキーポイントになるわけですね。

したがって、キャッシュカード利用申込書の扱いは厳格でなくならぬわけですね。

ところが、このビラは、一月下旬に近畿郵政監察局が大阪貯金局に検査に入ったときに、当日労働組合が門前で職員向けにまいたもののように、うことを当局は知っていたかどうか。いつからいつまでやられておったか。何枚ぐらいコピーがされているのか。その点お聞きしたいと思ふます。

○鴨政府委員 ただいま御指摘の点は、大阪地方貯金局におけるケースというふうに承知をいたしておりますが、私も、大阪地方貯金局において、カードの利用申込書、正式には郵便貯金キャッシュサービス利用申込書と申しますが、そのコピーを作成したとしてカード発行のために使用していたという事実を承知いたしております。これはこの暗証番号の問題がございしますが、大阪地方貯金局がこのようなコピーをとりまいたのは、カードの発行事務を能率的に行おうという目的で

やったというふうに関しておきます。ただ、このことにつきましては、ことしの二月ごろに大阪の地方貯金局から照会がございまして、やめるようにという指示をいたしまして、やめたわけでございますが、このコピーは五十六年の三月ころから指示をいたしましたことしの二月までの間に行われておりまして、コピーの枚数で申しますと約二万七千枚でございます。カードの発行事務を行っております地方貯金局は、あるいは貯金事務センターは、現在全国で十六局所ございます。私も念のため各局に当たりましたところ、大阪以外の局におきましては、そのようなコピーの作成によってカード発行事務のためにそれを利用するということはやっていないというふうに把握をいたしております。

○村上(弘)委員 約一年間コピーをして、二万七千枚写しをとったということになるわけですね。近畿管内で発行されたキャッシュカードは五万九千枚と聞いていますが、そうすると五割近くコピーされた、こういうことになるわけですね。

いまの二月一日付のビラの全通大阪支部分支部の文書を見ますと、「守秘義務上、利用申込書はコピーするという性格のものでない」と組合が書いておられるわけですね。そこでは「キャッシュカードの利用申込書は、本人が暗証番号を記入し、本人しか知らないものである。従って、局内では最重視して扱わなければならない、ましてやコピーをするという性格のものでは絶対ない。」さらに、「企業犯罪を許す素材をつくりだす省側」という見出しがついておられます。そこでは、「銀行ではそんなことはやっていない。コピーをほとんどしてはいけず暗証番号が大事であるという認識がうすまり、感覚もマヒしていき、警戒心はゆるまり、扱いもズサンになっていく。こんなことがお客さんに知れたらどうなるか。」こう言っているのです。

組合の主張は至極当然もつともだと思ふます。局長さんの見解はどうですか。

○鴨政府委員 お答えいたします。

大阪貯金局でカード利用申込書のコピーをとっておりまして、私どもも承知をいたしておりますが、ただ、その目的がカード発行事務を能率的に行おうということであつたというふうに関しておきます。

ただ、そう申ししても、御指摘のように、カードの利用申込書には記号番号、それから住所、氏名などのほかに暗証番号というものが記載をされておまして、特にこの暗証番号は厳重に管理する必要がありますものでございます。したがって、このコピーを作成するということは、管理上の不備から万一暗証番号等が漏れて悪用されまうと、お客様に対する御迷惑はもちろんです、事業にとりまして信用失墜ということになりますので、私どもとしては好ましくないというふうに考えておりまして、そういうことで、大阪からの照会に對しまして、本省といたしましては中止をするようにというところで指示をいたしまして、現在では大阪でも中止をしているというふうに認識をいたしております。

○村上(弘)委員 能率よくやるためだとかいう口実が局長さんにまでついている。好ましくないというふうな程度のとらえ方を局長さんがしておられるのかと私ちょっと耳を疑うわけですね。好ましくないどころか、絶対にやってはいかぬことじゃないですか。どうですか。

○鴨政府委員 特に暗証番号につきましては、カード利用申込書そのものはカードを利用されるお客様からいただいた処理をした上で私どももカードを発行いたしております。その本体も含めまして、私どもも当然厳重な管理をしなければいけないわけでございますが、その中で先ほど申し上げましたようなコピーがつけられるということになりますと、目的は暗証番号をコピーすることにはなかつたわけではございますけれども、暗証番号そのものがより多くの人の目に触れることになるという意味から、これはあつてはならないことであるなどというふうに考えているところでございます。

○村上(弘)委員 こういうものをコピーするとい

うこと自体がルーズな扱いに通ずるという主張こそ、私は正当な主張だと思ふわけですね。

一般の銀行と郵政省との違いを私改めて知ったわけですが、ここに「郵便貯金キャッシュサービス利用申込書」と、ある銀行の「暗証番号届」というのがあります。これを見ますと、銀行の届けの方は一枚です。そして支店の窓口で受け付けて、そこでキャッシュカードをつくるのです。そして本人に渡すことになるわけですね。郵便局の方はもと二枚つづりになっているのです。そして、申し込んで、一枚は貯金局に置く、一枚は郵便局で保管しておく。暗証番号のところは書いても下にコピーが写らぬようになっておきます。それなりに気を使っているんですね。ついでに言えば、これはボールペンなどで書く下には字が写るという気がしますね。そういう点でも大変鈍感じゃないかという気がします。同じ切り取るなら、初めから切り取ったかどうかということも指摘しておきたいと思ふのです。そして、注意書きなどを見ても、銀行の場合だったら「暗証番号は「生年月日」「電話番号」など他の人に知られるおそれのある番号は極力さけてください。」と、ちゃんとときめ細かく言うておられます。郵便局の方はそんなことも書いてないし、これが一枚は貯金局に送られて、しかもそれがまた貯金局でコピーされる、そういうふうなことになる。それに対して当局は、処理上の知恵だとか規定には反しないなどというのをビラを見ますと強弁をしているんですね。全く言語道断じゃないかと思ふのです。こういうふうな扱いについて、大臣は一体どう思ひますか。

○鴨政府委員 大臣お答えの前に私からお答えをさせていただきますが、いわゆる郵便貯金の利用者の方々、これは郵政省に限りませず、お客様をお相手にするサービスのいたす者として、当然にお客様の利益を擁護していく、特に財産をお預かりする立場からはそういったものを最大限に重視をしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。そのようなこ

とで、特にいまオンラインがらみでいろいろなこととが指摘をされております。基本的には私もその種の犯罪を絶対に出さないようにという最大限の努力を傾けているところでございますけれども、なおその上にも注意をして、お客様方に御迷惑をかけ、あるいは事業の信用を失墜することがないように努めてまいりたい、このように考えております。

○村上(弘)委員 最大限の注意を言うぐらいでしたら、窓口のこの申込書の控えの方、この下に字が写るような、ここぐらい切り取ったらどうですか。この「暗証番号」という欄があるでしょう。その下には紙がそのままついておるわけですね。コピーにはならぬけれども、ボールペンなどで書けば、鉛筆でも少々下に写りますよ。一なら一という字らしいということがわかるのです。こういうのは切り取ったらどうですか。

○鴨政府委員　ただいま御指摘いただいたわけでございしますが、私ども事務処理をする観点から、暗証番号が人の目に触れないようにしていく工夫、どういうふうな形にするかは即答いたしかねますけれども、極力そういうふうな形での検討をいたしてみたいと考えております。

○村上(弘)委員 この程度のことは検討して、下に写らぬように、人の目に触れぬようにする努力はした方がいいと思うのです。

それから、一月二十七日の「日刊 顔」という
 ビラを見ますと、「突然、暗証番号部分パッサリ」
 という見出しがついているのですね。つまり、二
 十六日に監察が入って、「突然、当該係で、職制
 の人が、コピーした暗証番号の部分だけ、切り落
 していきました。全通の早朝ピラで、監察から指
 摘されたのか、改善する必要がないと主張してい
 た当局ですが、全通に何の回答もせず、改善して
 きました。」こう言っているわけです。

それから、二月一日付の支部交渉部の文書を見ますと、「全通の追及で揺れ動く省内部」という見出しのところがありますが、そこを見ますと、業務課長は、「なぜ暗証番号のみきるのか、おれに

も分らない」、こう言って、いわばまだ居直つておるといふことが書かれています。組合の方は、指摘の正当性が一定立証された、しかしながらコピーする作業が続けられている限り根本的な解決にはなりませんというとも言っています。結局、一月二十六日からは、コピーは続け、暗証番号部分だけ切り取る、そのため新しく仕事がつえたと職場で言っておりますが、二月十三日に先ほど言われたようにやつとコピーそのものはやめたわけですね。ということとは、監察の注意もきわめて不徹底であったのではないか。一月二十二、三日以後二月十三日までコピーは続いていたわけですから、これはもし監察が入らず、やめろと言わなかったらまだ続いていたかもしれないというような感覚が現場にはあるわけですね。労働組合の主張は、私は世間から見れば余りにも当然だと思ふのだけれども、それほど現場ではこういう問題について鈍感な状態にあると思うわけです。こういうような扱いを絶対にしてはならないというのを改めて関係部局に徹底すべきだと思うのですが、大臣、そういう点を厳達する必要はないのですか。

○箕輪國務大臣　先生の趣旨で伝達をしております。これを取り扱っている十四局と計算、事務センター合わせて十六局のうち、ここだけなんです。ほかはやっております。だから、先生の言われるとおりだと思いますし、こういうものはコピーをとるべきではないという趣旨もよくわかります。これからも注意をしていこう、こう考えております。

○村上(弘)委員　いろいろな形でそういう感覚は出ると思いますから、これを一つのきっかけにして全体にも徹底をすべきだろうと思います。

次に、新しいサービスと要員配置の問題についてお伺いします。

なぜこんなずさんなやり方が生まれるかということ、私はこれが一番問題だと思うのです。オンライン化がずっと進んでいく、新たなサービスもどんどん始まっていく。ところが、それに伴う新

たな仕事量、それに必要な要員の配置、こういう問題が実態に合っておりぬ。ここに一番の問題があると思うのですね。一月二十二日付のピラを見ますと、「職場の実態を無視して、機械的に人べらしを強行すれば、どうしても仕事の手抜きが起きます。」こう言っています。それから、一月二十七日付の「顔」というピラでは、「事務セン

は、KT入力が優先だから、——これはキャツシユカードの作業ですが、「KT入力が優先だから、日常事務は残ってもいいと当局側はいいます。」こう書いてあるのですね。実際に、日常業務の停滞というものは私もちよつと驚いたのです。一月二十二日付のビラでは、第三貯金課で「古い未処理の改印・転居の届書が大量に行方不明になっている」、「こういうことが書かれておるわけです。実に驚くべきことです。そういう事実があるかどうか。どれくらいこの期間放置されておったか、どれくらい未処理なのか、ちよつとお聞きしたいと思います。

○鴨政府委員　いま御指摘の住所変更届あるいは改印届等は、地方貯金局における処理が、これは未処理ということとは望ましいことではございませんけれども、仮に未処理でありまして、それが直接にお客様の郵便局における窓口の預払いには差し支えないものではございますけれども、だから未処理であってもいいということではございませんで、通帳を亡失して再交付の請求をするというような場合には当然支障が出てまいります。その意味で、少しでも早く処理をする必要があるということとは当然でございます。各局につきまして速やかな処理について指導もしておりますし、これからもそういった点については各局で配意をしてもらうように言っており、また現にそういうふうな対応をしているところがございます。

指摘しておりまして、何か大貯の第三貯金課では三月三十一日に職制が大あわてでこの未処理の処理に当たっておった、どうやら去年の六月時期の処理をいまやっておるといふような話も聞いておるわけです。もし通帳を紛失して再交付の申請が出たら処理できないですよ。そういう状況にすらなっております。

この日常業務が大変な手抜きになっておるといふことでもっと私が驚いておるのは、決算事務がきつちりやられておらぬということです。EDPS、オフラインの導入の際だとか、あるいは五十四年度からのオンラインの導入、五十五年の春からの金利引き上げに伴う預け替えの殺到の際など、とにかく業務が大変ふくそうしているわけですね。そのときに原簿だとか預入申込書などがどんどん移動して、何がどこに行つたかわからぬというような状態すら生まれておる。それがいまの転居だとか改印の届けをすぐ処理できない原因にもなっておったわけですね。しかし、一番驚くべきことは、毎月一回行つた決算事務、現在高確查ですが、現在高通算とも言われておるようですが、これがまともにやられていない。去年の三月発覚した横浜貯金局の女子職員の三千万円詐欺事件、これは五十四年七月から五十六年三月の間、一年八カ月の間詐欺的に払い出しをやっておるわけですね。なぜこんなに長期間わからなかったのか。現在高通算をやっておったのかどうか。どうですか。

○鴨政府委員　ただいま御指摘の横浜地方貯金局におきまして不祥事が発生いたしましたことにつきましては、われわれといたしまして大変申しわけなく思っているところでございます。

この事件につきましては、払い済みとなっている定額貯金の預入申込書の払い済みの表示を切り取るといふうなことで、その犯罪の手段としているわけでございます。このような問題が起こりました原因をいろいろわれわれも分析をいたしているわけでございますが、地方貯金局と申しますのは、郵便局のように直接には窓口で現金の取り

扱いをしていないというふうなことで、よもやというふうな気持ちで管理者の間に生じたのではないだろうかというふうなこと。それから、預金金利の引き上げに伴う預け替えによる事務繁忙というのが確かにございまして、現在高の通算と言っております。監査事務を当時一時的に中断をいたしました。同時に、先ほどの払い済みの表示の方法などを簡略化したというふうな面がございまして、そういったことが御指摘の犯行をやります。そういった原因ではなからうかというふうな考えがございまして、まことに残念なことではございますが、こういうことがないように厳重に注意をしましてまいりたいと考えておるところでございます。

○村上(弘)委員 大臣、よく聞いておいてください。これは手抜きが二重にも三重にもあるのです。普通、払い出しをするといふ払い出し済みという判を押すことになっている。それを一々するのがめんどうくさいから、一ミリぐらいずつ重ねて済んだやつに線を引く。だから、一ミリさえ切り取れば払い出し済みでなくなるのですよ、そこだけ切り取れば。そういう手口をこの女子職員はやってたわけです。

それから、何よりも問題なのは、現在高通算をきっちりやっておれば、預入額が幾らで、払い出しが幾らで、残高が幾らかというのをはっきりと合算はするんです。毎月合算するのです。そうしたら、三千万円もこれは積み重なっているのですから、遅くとも半年ぐらいいはわかるだろうし、厳格にやっておれば一カ月か二カ月でおかしいということになるのです。それがおかしいということにならないのは、④繁忙と言われる繁忙時の手抜きで現在高通算を長期にやっていない。だから、一年八カ月も決算が合うてなくとも気がつかぬわけですね。そういうふうなことまで起こっておるのだという事です。

この点では、さきのピラでは「正しかった全通の主張」という見出しのところがあります。どういふことを書いてあるかというところ、現在職場では、多額の経費を使って、④繁忙時の事故調査が行

われていきます。全通は、④繁忙時における決算事務たな上げなどの無責任な業務運行について、再三警告し、当局省側に改善方を申し入れていました。こう言っているわけですね。いまになってあわてておるというところを述べておるわけですね。「全通の主張に誠意をもって対処しておれば、今になって慌てることもなかったでしょう。こういうふうな言っているわけですね。

この④繁忙という状況のとき、あるいは日常もあわせて、こういう繁忙に対してどういう対策をとっておるのか。たとえばアルバイトを相当雇用しておるようでありまして、一体どれくらい雇用しておるか、どんな仕事をやらしておるか。どうでしょう。

○鴨政府委員 御指摘のような預け替え繁忙という時期がありましたことは事実でございますが、それに向けての要員対策をいたしましては、当然のこと、利用者に対するサービスの確保、それから業務の正常な運行を確保する、この二つの面から必要な要員措置ということで、事務量の動向に應じて、一つには本務者の時間内と時間外の勤務による対応、それと非常勤職員の雇用による対処ということで措置をまいっております。

この預け替え特別措置に伴いまして、地方貯金局の事務も一時ふくそうしたというところは事実でございます。事故処理対策につきましても、この繁忙に因りまして必要な要員措置を講じたところでございまして、超勤、賃金、先ほど申しました本務者の時間外の勤務のための超勤、あるいは非常勤職員の雇用というふうなことで、いま申し上げました繁忙に因りするだけのものは本省として措置をまいりましたところでございます。

○村上(弘)委員 大阪貯金局では、そういう現在高通算の不一致の調査までアルバイトにやらしておるとか、名寄せの仕事もアルバイトにやらしておるとか、大変な状態ですね。大阪貯金局で、五十五年度でアルバイトが延べ三万五千二百五十一人、大変な数です。全国ではアルバイトと超勤の

支払い合計が二十一億四百十三万円となっております。こんな実態です。だから、定員をどんどん減らして臨調路線に合致しておるのを見えても、実態はこういう状況になっておる。

今度のオンライン化で、全国三千名人を減らす、大貯では百名の減員計画で、現在三十四名減らしておると聞いておりますが、そういうことの中で、キャッシュカードの作業及びコピーをやらせるといふ便宜的な手抜きの方法をとる、あるいは改印や転居届の長期の未処理がある、月一回の決算事務さえまともにやっておらぬ、不都合があってもそれも明確に処理していない、こういう状態が起ころうとするのです。ですから、新しいサービスを提供するかオンライン化などは、これ自体はいいことだけれども、実際の対応はこういう結果を生んでおる。したがって、新しいサービスを提供するに当たっての減員計画、これは実情に即して見直す必要があるんじゃないか、もっと責任ある要員配置をやるべきじゃないかと思うのですが、どうですか。

○村上(弘)委員 そう思っただけでも、実情はそうならぬというのがいま言った事実によって立証されているわけですね。これからオンライン化を五十八年度末に向けて全国一万八千局全部やるわけですね。それから、それに伴ってCDサービス、キャッシュカードの発行などもつとふえていくでしょう。さらには、六月からやると言う自動振り込み、NHKから、電報から、公庫から、育英会から、地方団体の地方税、ごみ、くみ取りの料金に至るまでやろう、こういうわけですから、それ自体はいいとして、それが本当にやれる体制にあるかどうかというところを考慮する必要があります。本当に混乱なしに、手抜きなしに、正確、安全、迅速にやれるようにするためには、いまの要員の扱い方、機械的な減らし方は見直す必要があると思うのですが、大臣、どうですか。

○鴨政府委員 オンライン化に伴いまして、われわれ当初から計画をいたしておりましたいろいろな業務をそのオンラインに乗せていくことを考えております。これらの新しい業務はまだ完全に定着をいたしていませんで、言うなればようやく緒についた段階でもございます。したがって、今後の利用動向というものは十分に見きわめなければいけないわけでございますが、この新規業務は、オンラインシステムを活用したサービスということがございまして、機械処理の部分が大きいわけでございます。したがって、要員の増要素はあるといたしまして、オンライン化による減員数の一部をもって充当が可能ではないだろうか。ただ、この減員を行う際には、先ほど申し上げましたように、その時点での業務量を処理するに必要の要員を確保した上で、なお余剰を生じる要員を減員する、こういう考え方で対処をしておりますし、またこれからの対処をするつもりでございます。

○村上(弘)委員 あと三分と申すからこれで終わりますが、実際の状況と相当隔たりがあるというところを言っておきたいし、真剣な見直し

を要望しておきたいと思うのです。

グリーンカード制の問題がいま新たに問題になつておりますから、これだけちよつと聞いておきたいのですが、わが党は、総合課税を早くやるべきだ、しかしグリーンカード制はやるべきでない、こういう考えです。グリーンカード制というのは、第一に、個人の資産を国が管理することによるプライバシーの侵害ということ、第二は、大多数の国民がカード番号で国税庁などに登録されて、国民総番号制の第一歩となるおそれもあるということなどで反対をしておるのですが、この総合課税は大いにやると同時に、グリーンカード制というものは分離すべきだということを主張したいわけですね。

そこで、郵政省としては、グリーンカード制によらなくても全体の名寄せは可能ではないのか。つまり、限度額管理は、いまでもやっておるわけですが、郵便貯金については郵政省が全国的、統一的にオンラインによって管理する、銀行や信託はやはりそれぞれがみずからのオンラインによってそれをやるという方向でこれは可能なんであつて、国税庁が一元管理するというようなことは全くやる必要がないというようにわれわれは思つて居ますが、この総合課税制は早くやるべきであつて延期すべきではないんだということとそれに対する大臣の態度、それから、グリーンカード制によらなくても限度額管理は可能であるということについての大臣の見解、この二つについてお聞きして終わりたいと思ひます。

○箕輪国務大臣 三百万円の限度額管理は、従来も心してやっておりますし、現在も限度額の管理は厳重にいたしておるところでございます。グリーンカード制度の問題は、分離課税から総合課税へ移すという趣旨のもとに、郵政省も郵便貯金について参入しようと考えておりました。ただ、いまいろいろ意見がございます。これからどうなるかまだわからないわけでありまして、私も閣僚の一人でございますので、この点はひとつ御勘弁をいただきたい、こう思つており

ます。
○村上(弘)委員 総合課税をやるのかどうかです。

○箕輪国務大臣 そのつもりで今日まで参りましたし、税法の改正もやつたわけでございます。現在はそのつもりで参入していただいております。したがつて、そのつもりで私もグリーンカード制に参入していただいております。しかし、これからどうなるか、また国会が何を決めるか、これはわからぬわけでありまして、御答弁はできない、こういうことでございます。

○水野委員 これにて村上弘君の質疑は終了いたしました。
以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○水野委員 先般より討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○水野委員 起立議員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○水野委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○水野委員 次に、放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査に入ります。

順次提案理由の説明を求めます。箕輪郵政大臣。

放送法等の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○箕輪国務大臣 放送法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

国民の多様な情報に対する要望にこたえて、テレビジョン多重放送を実用化するため、また、外国人等による放送会社の株式の取得の結果、当該放送局の免許が取り消されるという不測の事態を防ぐ等のため、放送法、電波法及び有線テレビジョン放送法につき所要の改正を行う必要がありま

す。この法律案を提案した理由は以上のとおりであります。次にその概要を御説明申し上げます。まず、放送法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、テレビジョン多重放送についてであります。テレビジョン多重放送のうち、当面実用可能なテレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送を日本放送協会に行わせることとする。とともに、テレビジョン多重放送のための放送設備の貸貸を日本放送協会の業務に加えることとしております。さらに、この貸貸の場合の郵政大臣の認可については、両議院の同意を要しないこととしております。

このほか、郵政大臣は日本放送協会及びテレビジョン放送事業者に対し、テレビジョン多重放送のための設備の利用等に関する計画の策定、提出を求めることができることとしております。

第二は、日本放送協会の出資についてであります。日本放送協会は、その業務に密接に関連する事業を行う者に資出できることとしております。

第三は、外国人等の取得した放送会社の株式の取り扱いについてであります。上場放送会社等は、外国人等の株式取得により放送局の免許の欠格事由に該当することとなるときは、当該外国人等の取得した株式の名義書きかえを拒むことができることとしております。

第四は、災害の場合の放送についてであります。日本放送協会及び一般放送事業者は、災害の場合には、災害の予防または被害の軽減に役立つ放送をするようにしなければならないこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。次に、電波法の一部改正の内容について申し上げます。これは、テレビジョン放送をする無線局の免許が効力を失つたときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳してテレビジョン多重放送をする無線局の免許も効力を失ふこととするものであります。

最後に、有線テレビジョン放送法の一部改正の内容について申し上げます。第一に、有線テレビジョン放送事業者は、郵政大臣の指定するテレビジョン放送の難視聴区域においては、その区域に係るテレビジョン多重放送も義務的に再送信しなければならないこととしております。第二に、有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン多重放送を再送信する場合には、義務再送信の場合を除き、そのテレビジョン多重放送事業者の同意を要することとしております。

その他規定の整備を行うこととしております。
なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を経過した日としております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

航海の安全を確保するため、船舶の運航に携わる船員に必要な知識及び技能の基準を国際的に設定しようとする作業が、政府関係海事協議機関（IMCO）を中心に進められ、昭和五十三年にロンドンで開催された国際会議において、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が採択されました。この条約は、今国会で御承認をいただくために別途提出されておられ、明年中にも発効することが予想されておりますので、同条約の発効に備える等のため、船舶において無線通信の業務に従事する無線通信士に關し、規定の整備を図る必要があります。

また、最近の国際情勢下において、在外公館からの無線による通信を確保することは、わが国の外交活動を円滑に遂行し、国益を確保する等の上から必要となつておりますので、わが国の在外公館に無線局設置の道を開くため、在日外国公館に無線局の設置を認める必要があります。

さらに、最近における無線局の免許申請者の増加に対応して、かねてより行政事務の簡素合理化を図る見地から、免許の簡略化の検討を進めてまいりました市民ラジオの無線局について、その免許を要しないこととする必要があります。

この法律案を提出した理由は以上のとおりであります。次にその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、船舶において無線通信の業務に従事する無線通信士に關する規定の整備であります。船舶局の無線設備の操作に關して郵政大臣が行う訓練の課程または郵政大臣がこれと同等の内

容を有するものであると認定した訓練の課程を修了した者について船舶局無線従事者証明を行うこととする。また、郵政省令で定めることとしております一定の船舶局の無線設備の操作については、この船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ行つてはならないこととする。か、船舶局無線従事者証明の失効等必要な規定を整備することとしております。

第二に、外国の大使館、公使館または領事館の無線局についてであります。この無線局は、固定地点間の通信を行うものについて相互主義を前提としたしまして免許を与えることができることとしております。

第三に、市民ラジオの無線局の開設についてあります。この無線局については、技術基準の適合性を確保した上で郵政大臣の免許を要しないこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

なお、この法律の施行期日は、この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。ただし、市民ラジオの無線局及び外国公館の無線局についての改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行することとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○水野委員長 これにて両案の提案理由の説明は終了いたしました。

○水野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております両案について、参考人の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○水野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○水野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○水野委員長 両案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る四月十四日午前九時五十分理事會、午前十時から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時七分散會

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項中「七十万円」を「百万円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、一の預金者に対する貸付金総額の制限額を百万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法等の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律案

（放送法の一部改正）

第一条 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三條」を「第五十三條の二」に改める。

第九條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号イ中「標準放送（五百二十五キロヘルツから六百五十キロヘルツまで）」を「中波放送（五百二十六・五キロヘルツから六百六・五キロヘルツまで）」に改め、同号ロ中「こえる」を「超える」に、「ハ」を「ハ及びニ」に改め、同号に次のように加える。

ニ テレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

(1) テレビジョン音声多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響を送る放送をいう。）

(2) テレビジョン文字多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。）

第九條第二項中「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「の」を「の」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 テレビジョン多重放送を行おうとする者に放送設備を貸貸すること。

第九條第四項中「標準放送」を「中波放送」に改め、同条第七項中「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める。

第九條の三中「有線テレビジョン放送施設者」の下に「その他協会の業務に密接に關連する政令で定める事業を行う者」を加える。

第四十四條に次の一項を加える。

六 協会は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に關連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設ける

ようにしなければならない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(災害の場合の放送)

第四十五条の二 協会は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

第四十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、協会が第九条第二項第八号の業務を行う場合については、この限りでない。

第四十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、

同項第一号中第九条第二項第十号を「第九条第二項第十一号」に改め、同項第二号中「附けよう」とを「付けよう」とに改める。

第四十九条の二の見出しを「(資料の提出等)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の三 郵政大臣は、テレビジョン多重放送の普及に資するため、郵政省令で定めるところにより、協会に対し、そのテレビジョン放送の放送設備をテレビジョン多重放送の用に供するための計画(放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む)の策定及びその提出を求めることができる。

第五十一条中「及び第四十四条の二の規定は」を「第四十四条の二及び第四十五条の二の規定は」に改め、「放送について」の下に、「第四十四條第六項の規定はテレビジョン放送及びテレビジョン多重放送を行う一般放送事業者の放送番組の編集について、それぞれ」を加える。

第五十三条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条中、「一般放送事業者」を「一般放送事業者」に、第四十九条の三の規定はテレビジョン放送を行う一般放送事業者、それぞれ」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第五十三条の二 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である一般放

送事業者は、その株式を取得した電波法第五

条第一項第一号から第三号までに掲げる者

(以下「外国人等」という。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受け、住所を株主名簿に記載することの請求を受ける場合において、その請求に応ずることにより同条第四項第二号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の一般放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(テレビジョン多重放送をする無線局の免許の効力)

第十三条の二 テレビジョン放送(静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ)をする無線局の免許がその効力を失ったときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳してテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送をいう)をする無線局の免許は、その効力を失う。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第三条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「テレビジョン放送を行なう」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送(放送法第九條第一項第一号に規定するテレビジョン多重放送をいう。以下同じ)を行なう」に、「テレビジョン放送を受信し」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し」に改め、同条第二項中「テレビジョン放送を」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放

送を」に改める。

第十四条第一項中「テレビジョン放送を」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を」に改め、同条第二項第二号中「テレビジョン放送の下に」又は「テレビジョン多重放送」を加え、「あわせて行なう」を「併せて行なう」に改める。

第十五条中「テレビジョン放送の再送信」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十七条第五項中「テレビジョン放送を」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を」に改める。

第二十四条第二項中「テレビジョン放送の」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の」に改める。

第三十三条、第三十四条及び第三十五条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十六条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「テレビジョン放送」の下に「又はテレビジョン多重放送」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十八条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

3 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「標準放送」を「中波放送」に改める。

理由

テレビジョン多重放送を実用化するために必要な規定の整備を行うとともに、外国人等の取得した放送会社の株式の取扱いの特例について定める

等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で郵政省令で定めるもの

二 市民ラジオの無線局(二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち郵政省令で定めるものであつて、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものをいう。)

第五条第二項に次の一号を加える。

五 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局(特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。)であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの

第十條中「資格」の下に「第四十八條の二第一項の船舶局無線従事者証明、第五十條第一項に規定する通信長の要件及び同条第二項に規定する航空機通信長の要件に係るものを含む。第十二條及び第七十三條において同じ。」を加える。

第十二條の見出し中「附与」を「付与」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に、「第四十條」を「第三十九條、第四十條」に改める。

第三十九條中「無線従事者」の下に「船舶局の無線設備であつて郵政省令で定めるものの操作については、第四十八條の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条に

において同じ。を」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第四十八條の次に次の二條を加える。

(船舶局無線従事者証明)

第四十八條の二 第三十九條本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行おうとする者は、郵政大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

2 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、郵政省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次の各号の一に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
一 郵政大臣が当該申請者に対して行う船舶局の無線設備の操作に関する訓練の課程を修了したとき。

二 郵政大臣が前号の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から五年を経過していないとき。

3 第四十二條(第三号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明に準用する。

(船舶局無線従事者証明の失効)

第四十八條の三 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して五年を経過する日までの間第三十九條本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備その他郵政省令で定める無線局の無線設備の操作の業務に従事せず、かつ、当該期間内に郵政大臣が船舶局の無線設備の操作に関する船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は郵政大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかつたとき。

二 引き続き五年間前号の業務に従事せず、かつ、当該期間内に同号の訓練の課程を修了し

なかつたとき。

三 前条第二項の無線従事者の資格を有する者でなくなつたとき。

四 第七十九條の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が五年を超えたとき。

第四十九條中「ものの外」を「もののほか」に改め、「実施細目」の下に「並びに船舶局無線従事者証明の申請、船舶局無線従事者証明書の交付、再交付及び返納、第四十八條の二第二項第一号及び前条第一号の郵政大臣が行う訓練の課程、第四十八條の二第二項第二号及び前条第一号の認定その他船舶局無線従事者証明の実施に関する事項」を加える。

第五十條第一項中「それぞれ」を「それぞれ」に改め、「掲げる無線通信士」の下に「であつて、船舶局無線従事者証明を受けているもの」を加え、同項の表中「こえる」を「超える」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「ものの外」を「もののほか」に改め、「資格別員数」を「資格(船舶局無線従事者証明に係るものを含む)ごとの員数」に改める。

第七十九條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(前項において準用する場合を含む)」に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第三号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明を受けている者に準用する。この場合において、同項中「免許」とあるのは、「船舶局無線従事者証明」と読み替へるものとする。

第七十九條の次に次の一條を加える。

(船舶局無線従事者証明の効力の停止)
第七十九條の二 郵政大臣は、第八十一條の二第二項の規定により書類の提出を求められた者が当該書類を提出しないときは、その船舶局無線従事者証明の効力を停止することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止した場合において、同項

の書類の提出があつたときは、速やかにその停止を解除するものとする。

3 第七十七條の規定は、第一項の規定による停止に準用する。

第八十條の前の見出しを「(報告等)」に改める。

第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。

2 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が第四十八條の三第一号又は第二号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、郵政省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であつて郵政省令で定めるものの提出を求めることができる。

第九十九條の十一第一項第一号中「第四條第一項ただし書を」を「第四條第一項第一号及び第二号」に改め、「(試験員)」の下に「第四十八條の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)」を加え、「及び第百條第一項第二号」を「並びに第百條第一項第二号」に改め、同項第二号中「第七十九條第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む)」を、「無線従事者の免許」の下に「若しくは船舶局無線従事者証明」を加える。

第百三條第一項の表中第六号の次に次のように加える。

六の二	第四十八條の二第一項の	千四百円
規定による船舶局無線従事者証明を申請する者		
六の三	第四十八條の二第二項第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者	一千万円
六の四	第四十八條の三第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者	二千万円

第百三條第一項の表第七号中「又は免許証」を、「免許証又は船舶局無線従事者証明書」に改める。
第百三條中第七号を第八号とし、第六号を第

七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第七十九條第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む)」を加え、同号の次に次の一項を加える。

五 第七十九條の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九條本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行つた者

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條第一項の改正規定、第五條第二項の改正規定、第九十九條の十一第一項第一号の改正規定、第四條第一項ただし書を「第四條第一項第一号及び第二号」に改める部分及び「及び第百條第一項第二号」を「並びに第百條第一項第二号」に改める部分に限る。並びに次項、附則第三項及び附則第八項の規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(経過措置)
2 第四條第一項の改正規定の施行の際現に免許を受けている無線局のうち、改正後の電波法(以下「新法」という。)第四條第一項第二号の郵政省令で定める無線局に該当するものの無線設備は、第四條第一項の改正規定の施行の日、新法第三十八條の二第一項の規定による技術基準適合証明を受けたものとみなす。

3 前項の無線局の免許は、第四條第一項の改正規定の施行の日、その効力を失う。

4 この法律の施行の際現に新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格を有する者は、この法律の施行の日、同条第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格の無線従事者国家試験に合格している者で当該資格の無線従事者の免許を受けていないものは、当該免許を受けた日に、同条第一項の規定による船舶局無線従事者

証明を受けたものとみなす。

6 前二項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から五年以内に、新法の規定による船舶局無線従事者証明書の交付を申請しなければならない。

7 附則第四項又は附則第五項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者がこの法律の施行の日から五年以内に前項の規定による申請をしないときは、当該期間の満了によつて、その船舶局無線従事者証明は、その効力を失う。

8 第四条第一項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

9 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の十一中「与えること」の下に「並びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む)を行うこと」を加える。

第十条の三第一項第九号中「免許」の下に「並びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む)」を加える。

理由

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備える等のため、船舶局の無線設備の操作を行う者の要件について所要の措置を定めるとともに、近年の国際情勢にかんがみ、外国公館の無線局に免許を与えることができるようにすることとし、あわせて行政事務の簡素合理化等のために、特定の無線局の免許を要しないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

逓信委員會議録第四号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

三 一 九 大率
六 三 六 自信
三 二 四 電々
二 四 一 デジタル
一 六 必要である
必要がある

同 第五号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

五 三 五 経費上
三 三 三 必要
四 一 七 上る
六 三 七 対する
六 一 六 及び、
九 三 六 接衝
三 二 七 末七 聞て
三 二 九 四者と
三 二 六 レポート
三 一 六 十万台、
十万台